

令和4年度版  
男女共同参画年次報告書

さいたま市

# はじめに

---

さいたま市では、性別にかかわらず一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成15年に「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を制定いたしました。

また、条例に定める基本目標を実現するために、平成16年に「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定、以来5年ごとに改定し、同プランにより男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に進めております。

平成31年3月には、令和元年度から5年度までを計画期間とする第4次プランを策定し、その一部を「さいたま市女性活躍推進計画」と位置づけるとともに、5つの重点事項を掲げ、本市の男女共同参画、ジェンダー平等の実現に向け、掲載事業の推進に取り組んでいるところです。

2015年（平成27年）に、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられている「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」では、ジェンダー平等が17の目標の1つとされており、また、他の目標すべてにもジェンダーの視点が必要とされております。

本報告書は、条例に基づき、令和3年度における本市の男女共同参画の推進に係る施策の実施状況について、さいたま市男女共同参画推進協議会による外部評価の結果と併せて、取りまとめたものです。

市民、事業者及び関係する機関のいずれの皆様におかれましては、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる場面において、ジェンダー平等の視点を持ちつつ、男女共同参画のまちづくりを推進いただきたく、本報告書をお役立てくださるようお願い申し上げます。

令和5年2月

さいたま市長 清水 勇人



# 目次

## 第1部 男女共同参画のまちづくりに関する状況

1. さいたま市の現状	1
2. 男女共同参画のまちづくりの方向	6
3. 男女共同参画推進体制	8
4. 目標別男女共同参画のまちづくりの状況	12
I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり	12
II 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて 多様な生き方ができるまちづくり	14
III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり	15
IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり	17
V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり	22
VI だれもが安心して暮らせるまちづくり	25
VII 女性に対する暴力のないまちづくり	29

## 第2部 男女共同参画のまちづくりの取組

1. 令和3年度の取組について	35
①各推進事業の取組状況	35
②全庁共通事業の取組状況	36
③数値目標の進捗状況	41
2. 目標別推進事業の実施状況及び内部評価	46
I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり	48
II 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて 多様な生き方ができるまちづくり	62
III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり	74
IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり	80
V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり	96
VI だれもが安心して暮らせるまちづくり	106
VII 女性に対する暴力のないまちづくり	128

## 第3部 取組状況に対する外部評価

1. 外部評価の実施方針	149
2. 外部評価結果	151

## 参考資料 審議会等委員の女性の登用状況

審議会等委員の女性の登用状況	157
----------------	-----



## 第1部

# 男女共同参画のまちづくりに関する状況



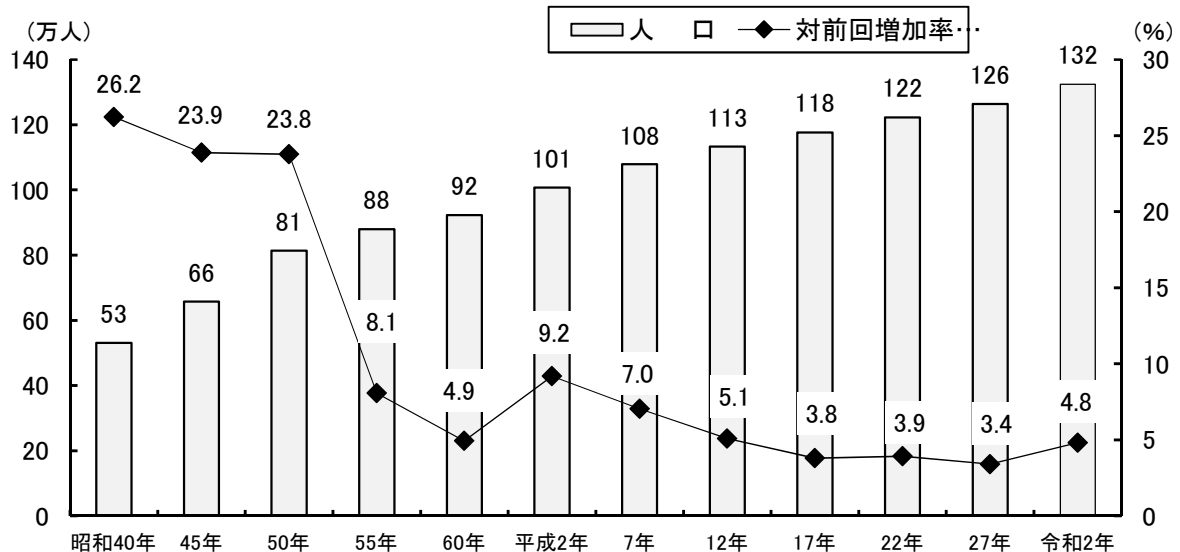
# 1. さいたま市の現状

## ① 人口・世帯の推移

さいたま市の人口は一貫して増加しています。増加率をみると、縮小傾向にありますが、令和2年は前回調査より1.4ポイント拡大しています。(図表1)。

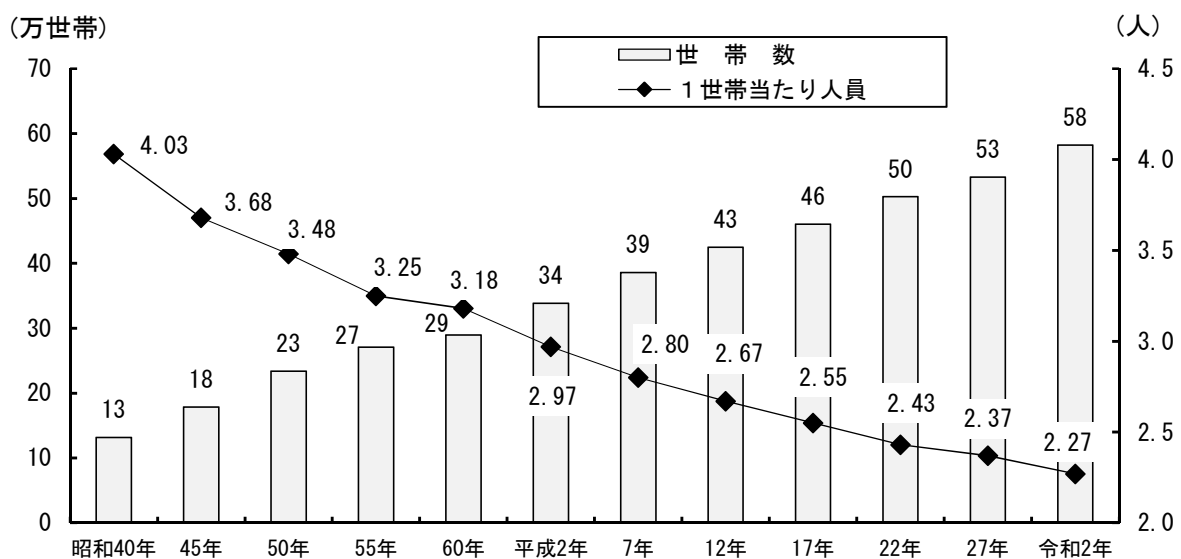
世帯数も増加している一方、1世帯当たりの人員は減少が続いており、平成2年に3.0人を割り、令和2年は2.27人となっています(図表2)。

図表1 人口の推移



国勢調査より作成

図表2 世帯数及び1世帯当たり人員の推移



国勢調査より作成

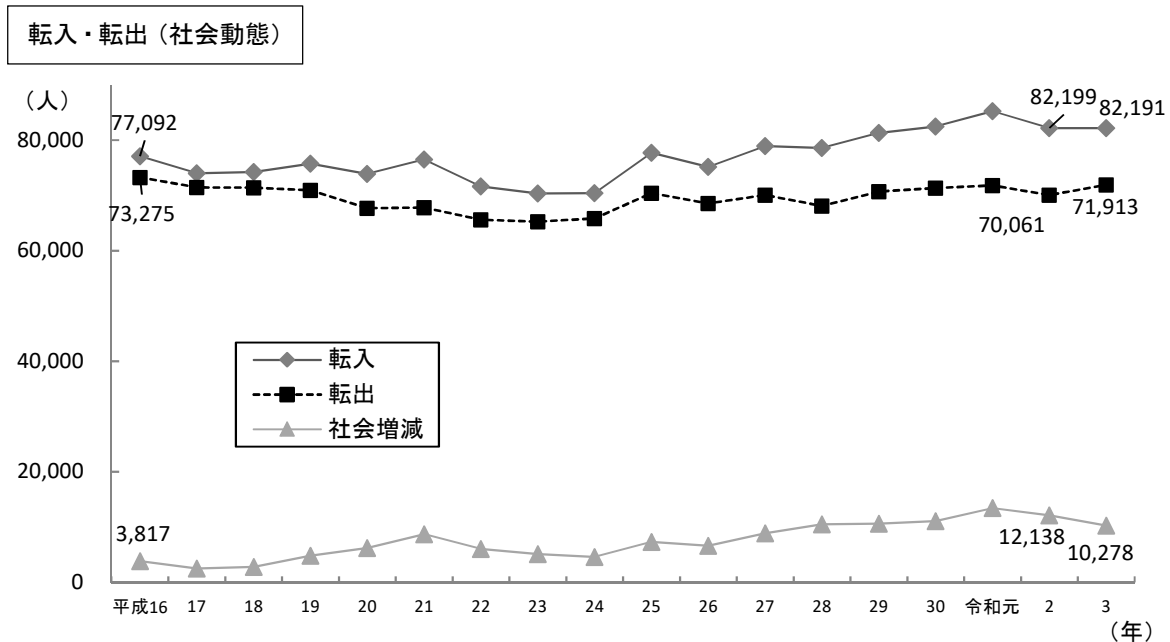
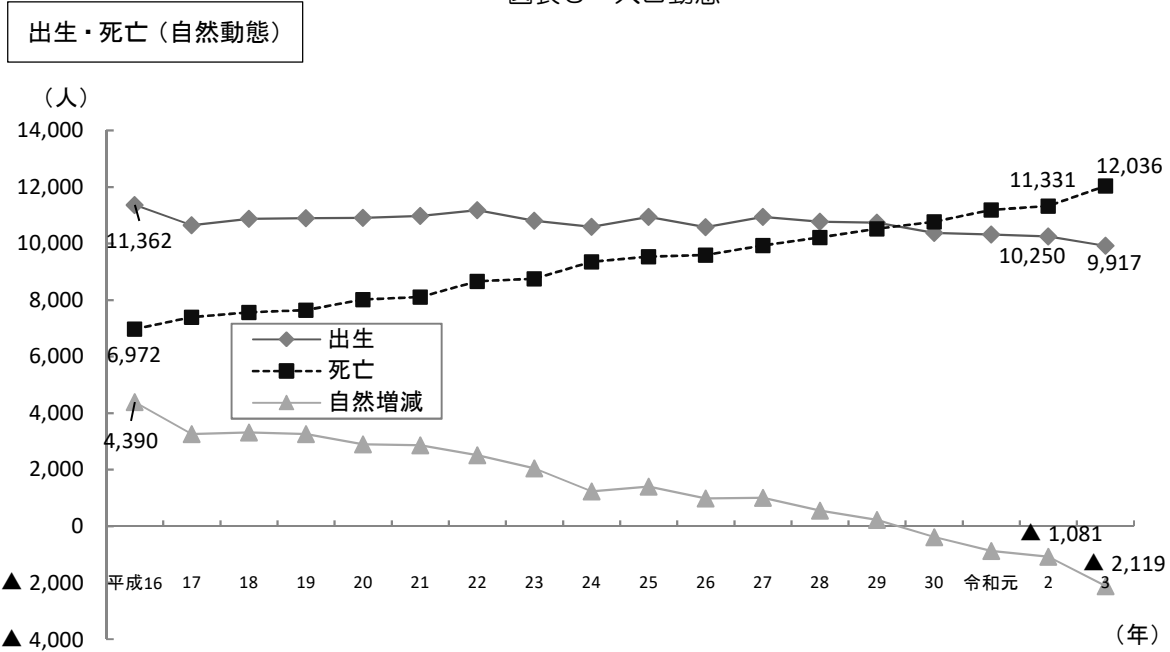


## ② 人口動態

令和3年の自然動態は、出生数が9,917人、死亡数は12,036人で、2,119人の自然減となっています(図表3上)。

また、令和3年の社会動態については、転入が82,191人、転出は71,913人で、社会増は10,278人となっています(図表3下)。

図表3 人口動態



(区政推進部)

※平成24年7月9日の住民基本台帳法の改正により、外国人も住民基本台帳の適用対象となったため、平成25年の数値より外国人も含めた数字にて集計

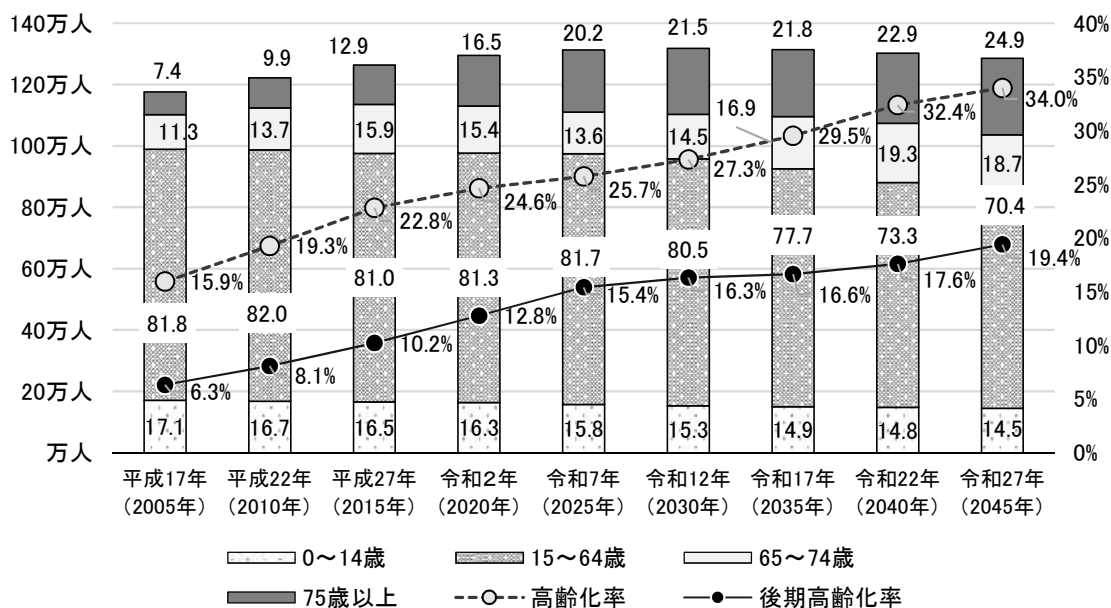
### ③ 年齢4区分別人口の見通し

さいたま市の人口は、令和12年(2030年)頃をピークに徐々に減少すると推測されます。

また、年齢4区分別では、今後、しばらくは、老年人口(65歳以上)は増加を続け、生産年齢人口(15~64歳)は令和7年(2025年)をピークに減少する見通しです(図表4)。

なお、さいたま市の統計によると、令和4年4月1日現在のさいたま市の平均年齢は44.67歳で、男性43.55歳、女性45.77歳と、女性が約2歳高くなっています。

図表4 年齢4区分別人口の推移

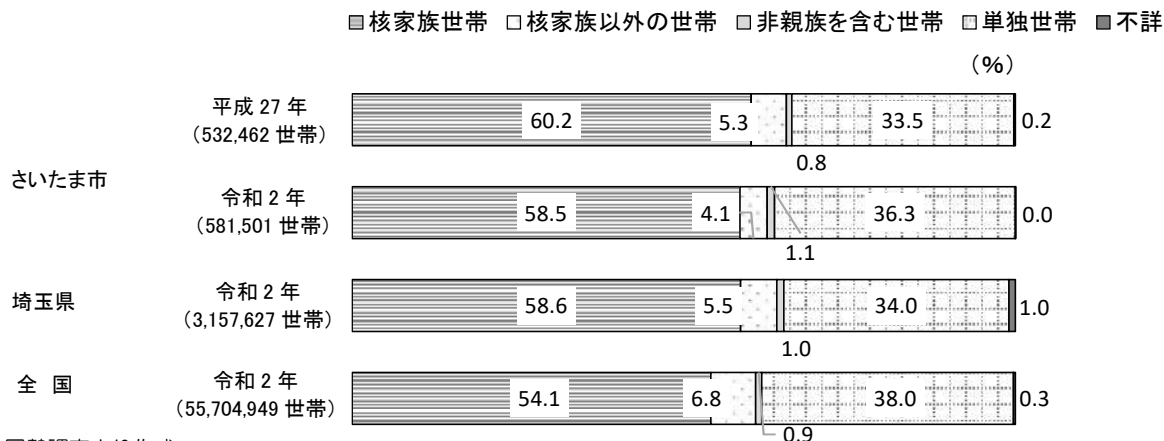


国立社会保障・人口問題研究所公表データより作成

### ④ 一般世帯の構成

さいたま市では「単独世帯(ひとり暮らし)」が増加し、「核家族世帯」や「核家族以外の世帯」が減少しています。また、埼玉県平均に比べて「単独世帯」の割合が多くなっています(図表5)。

図表5 一般世帯の構成



国勢調査より作成

注1：一般世帯とは、病院、寮などの施設を抜いた世帯

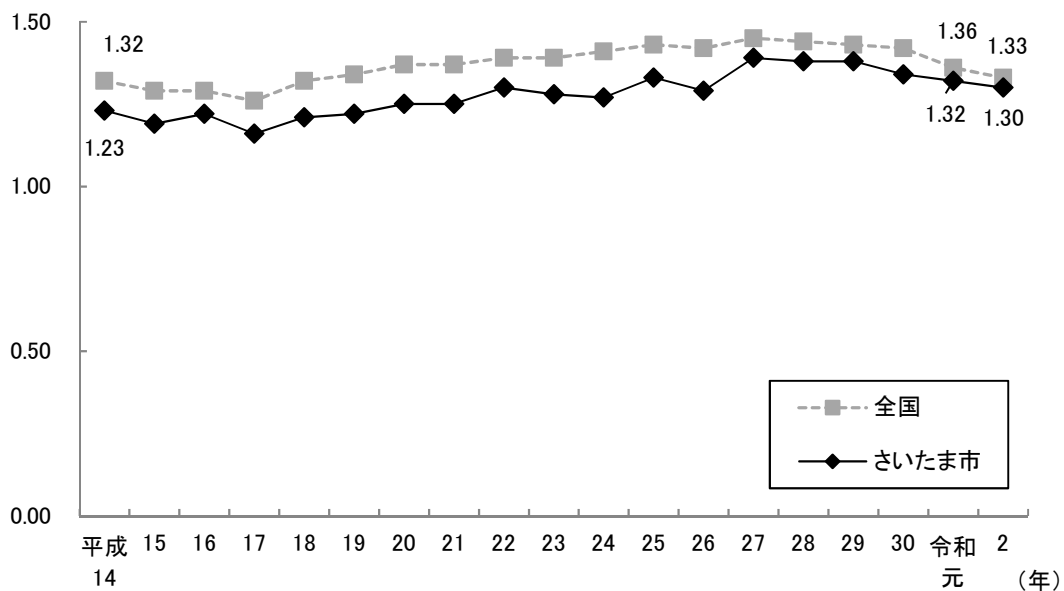
注2：非親族世帯とは、二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

注3：端数を四捨五入処理しているため、合計が100%にならない項目があります。

### ⑤ 合計特殊出生率の推移

令和2年のさいたま市の合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に産む子どもの平均人数)は、1.30 で、前年から 0.02 ポイント下落しています。依然として、全国の合計特殊出生率(1.33)より低く、人口を維持するために必要とされる 2.07 を大きく下回っています(図表6)。

図表6 合計特殊出生率の推移



さいたま市保健統計(令和3年度版)より作成



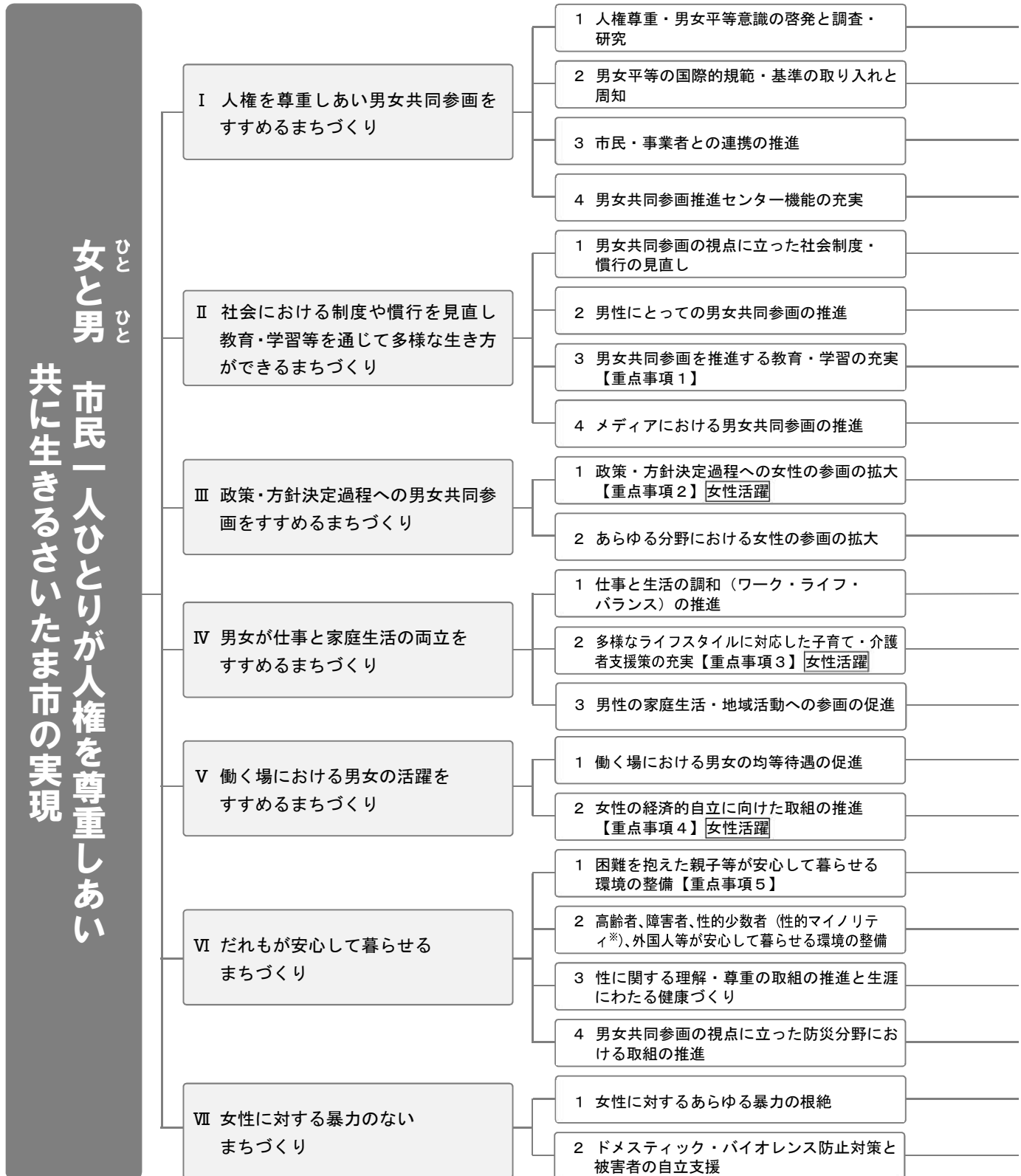
## 2. 男女共同参画のまちづくりの方向

令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン(以下「第4次プラン」という)」においては、7つの目標、21の施策の方向と48の基本的施策の体系で、各種事業を推進しました。

〔基本理念〕

〔目標〕

〔施策の方向〕



**女性活躍** : 女性活躍推進計画関係

## 〔 基本施策 〕

①人権尊重・男女平等意識の啓発                      ②男女共同参画に関する意識の啓発                      ③各種調査・研究の実施

①国際理解・交流活動の推進                      ②国際社会における男女共同参画に関する情報提供と学習機会の充実

①市民・事業者との連携の推進

①男女共同参画推進センター事業の充実

①性別による固定的な役割分担にとらわれない意識の啓発  
②公民館・団体等における推進・啓発

①男性にとっての男女共同参画の意義の理解の促進  
②男性の家庭生活・地域活動への参画に向けた啓発・教育                      ③男性にもたらされる重圧への支援

①学校教育での取組                      ②家庭教育への取組

①人権尊重と男女共同参画の視点に立った表現の浸透と意識の向上の推進

①行政・審議会等への女性の積極的登用                      ②事業者・団体による取組の促進

①男女共同参画に向けた人材発掘・育成

①仕事と生活の両立の促進                      ②事業者等による取組の促進  
③育児・介護休業等への理解と取得の促進

①介護者支援策の充実                      ②子育て支援策の充実  
③子育て情報の提供と学習機会の充実                      ④保育施設等の整備・充実

①男性の家庭生活・地域活動への参画の促進

①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進  
②積極的格差是正措置の具現化に向けた取組の促進

①就業継続や再就職のための支援体制整備                      ②起業等に対する支援  
③女性のチャレンジ支援とキャリア教育<sup>※</sup>の推進

①ひとり親家庭への支援                      ②若年層への支援

①高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ<sup>※</sup>）、外国人等が暮らしやすい環境の整備  
②高齢者、障害者の社会参加の促進                      ③性的少数者（性的マイノリティ<sup>※</sup>）の方への支援                      ④外国人のための生活支援策の充実

①性に関する正しい認識と理解についての教育・学習機会の充実  
②妊娠・出産・育児等に関する健康支援                      ③からだと心に関する相談等の充実

①男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進

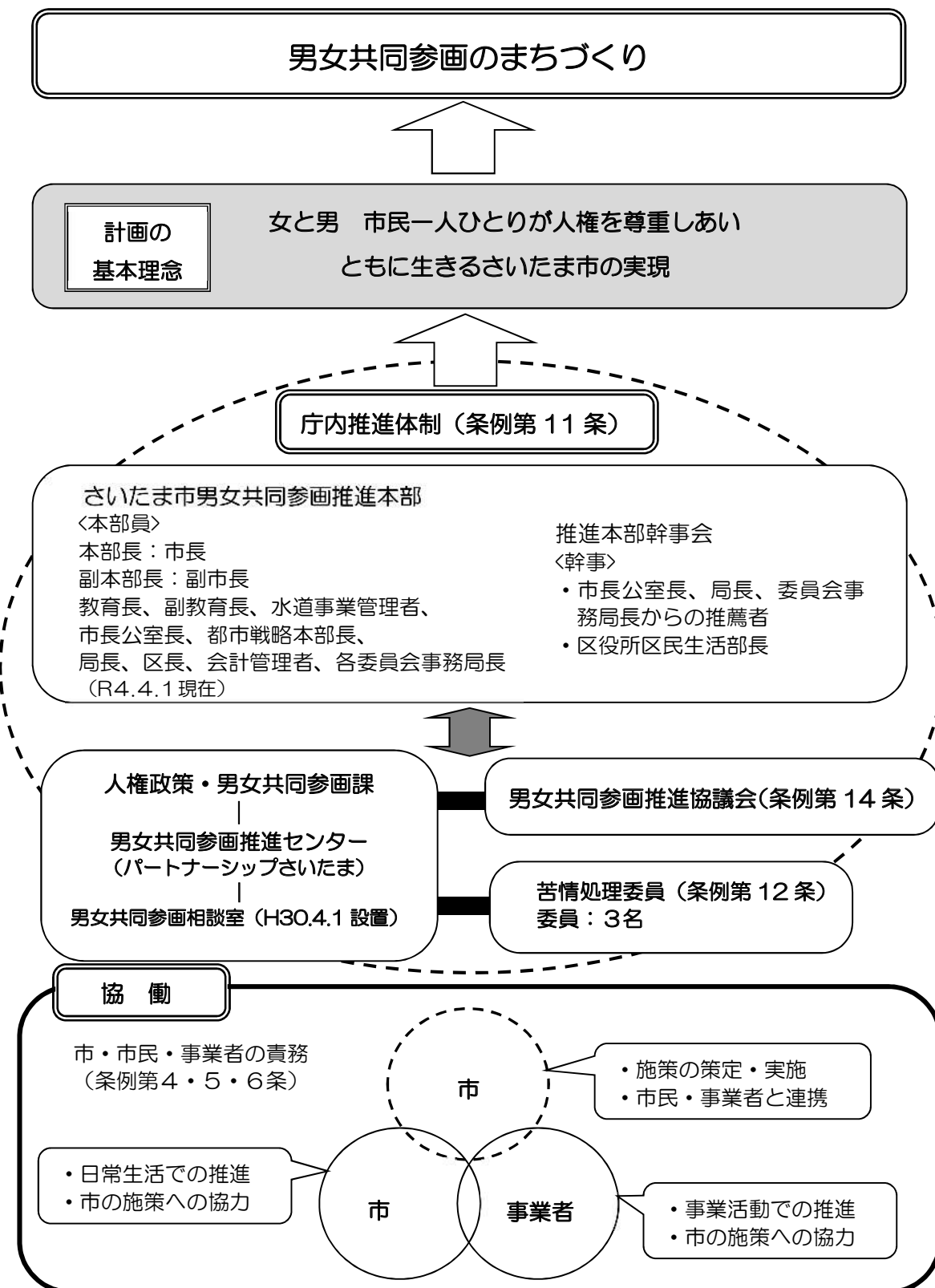
①女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進  
②セクシュアル・ハラスメント<sup>※</sup>等防止に対する理解と対策の充実                      ③行政・事業者・団体による取組の促進

①被害者の早期発見と相談体制の充実                      ②被害者保護と自立支援の充実  
③関係機関との連携協力                      ④子どもへの支援

### 3. 男女共同参画推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、さいたま市男女共同参画推進本部、同幹事会を設置し、全庁的に取り組んでいます。

#### ① 庁内推進体制の整備（さいたま市男女共同参画のまちづくり条例「以下条例」第 11 条）



## ②男女共同参画推進本部会議の開催

男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、さいたま市男女共同参画推進本部を設置しています。男女共同参画に関する施策の推進、連絡調整に関することや、その他男女共同参画に関し必要な事項について、協議しています(図表7)。

図表7 令和3年度開催経過(男女共同参画推進本部会議)

回数	開催日	協議事項
第37回 (令和3年度第1回)	令和3年8月2日(月)	①DV連携会議の見直しについて
		②審議会等女性登用率(令和2年度実績値)について
		③男女共同参画(ジェンダー平等)の視点の重要性について
第38回 (令和3年度第2回)	令和4年2月3日(木)	①審議会等委員への女性登用計画について
		②男女共同参画(ジェンダー平等)の視点の重要性について

(人権政策・男女共同参画課)

## ③男女共同参画推進協議会の運営(条例第14条)

市長の諮問に応じ、男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、さいたま市男女共同参画推進協議会を設置しています。各委員からの意見を尊重し、市の施策に反映させていきます(図表8、9)。

図表8 協議会委員の構成(令和3年9月末現在)

	女性	男性	計
学識経験を有する者	4人	1人	5人
関係団体の代表者	4人	2人	6人
市民代表者	4人	2人	6人
関係行政機関の職員	1人	0人	1人
市職員	1人	0人	1人
合計(構成比)	14人(73.7%)	5人(26.3%)	19人(100%)

(人権政策・男女共同参画課)

図表9 令和3年度開催経過(男女共同参画推進協議会)

回数	開催日	協議事項
第80回	令和3年5月24日(月)	①令和3年度外部評価について
第81回	令和3年7月12日(月)	①令和3年度外部評価に伴うヒアリングの実施
		②今後の外部評価の進め方について

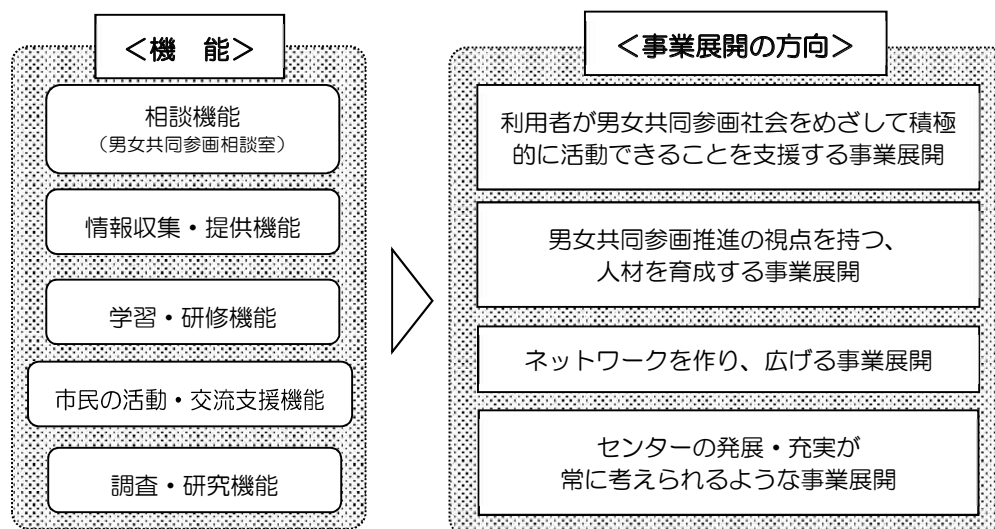
(人権政策・男女共同参画課)



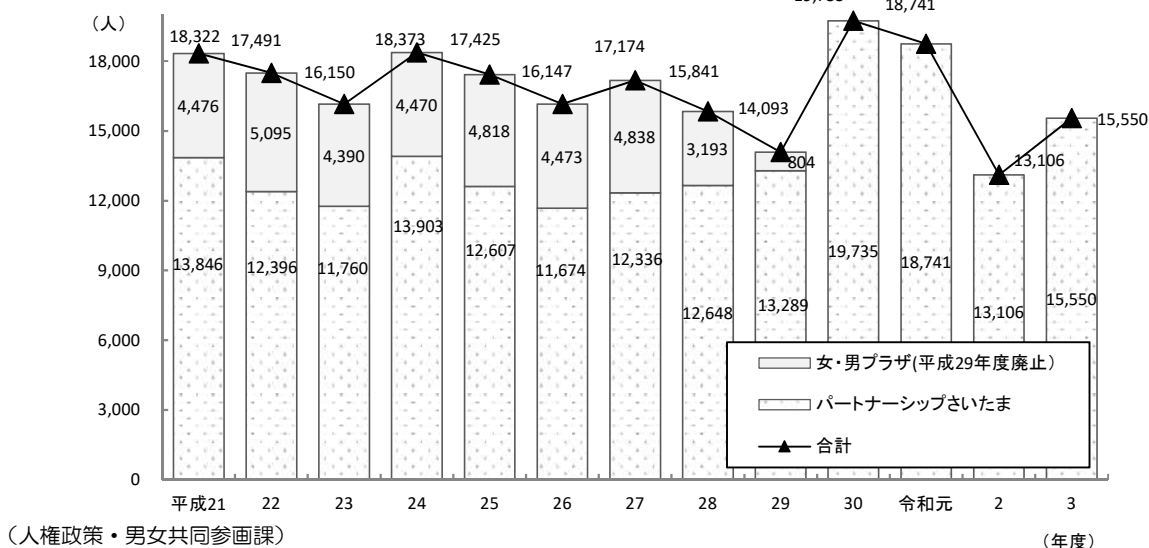
#### ④「男女共同参画推進センター」等による事業の推進

さいたま市の男女共同参画拠点施設として、さいたま市男女共同参画推進センター「パートナーシップさいたま」を平成16年5月に設置し、相談事業、情報収集・提供事業、学習・研修事業、団体・交流支援事業などを実施するほか、プラザイースト内「女・男プラザ」においても同様の事業を実施してきました。

平成30年4月1日付で、本市の子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する「子ども家庭総合センター（愛称:あいばれっと）」が開館（フルオープン）されたことにより、プラザイースト内「女・男プラザ」を廃止し、同センター内へ「男女共同参画相談室」を設置し、男女共同参画推進センターの所管する業務のうち、相談業務を移管しました。これにより、同センター内の他の専門機関と連携を図りながら、相談事業を実施しています。



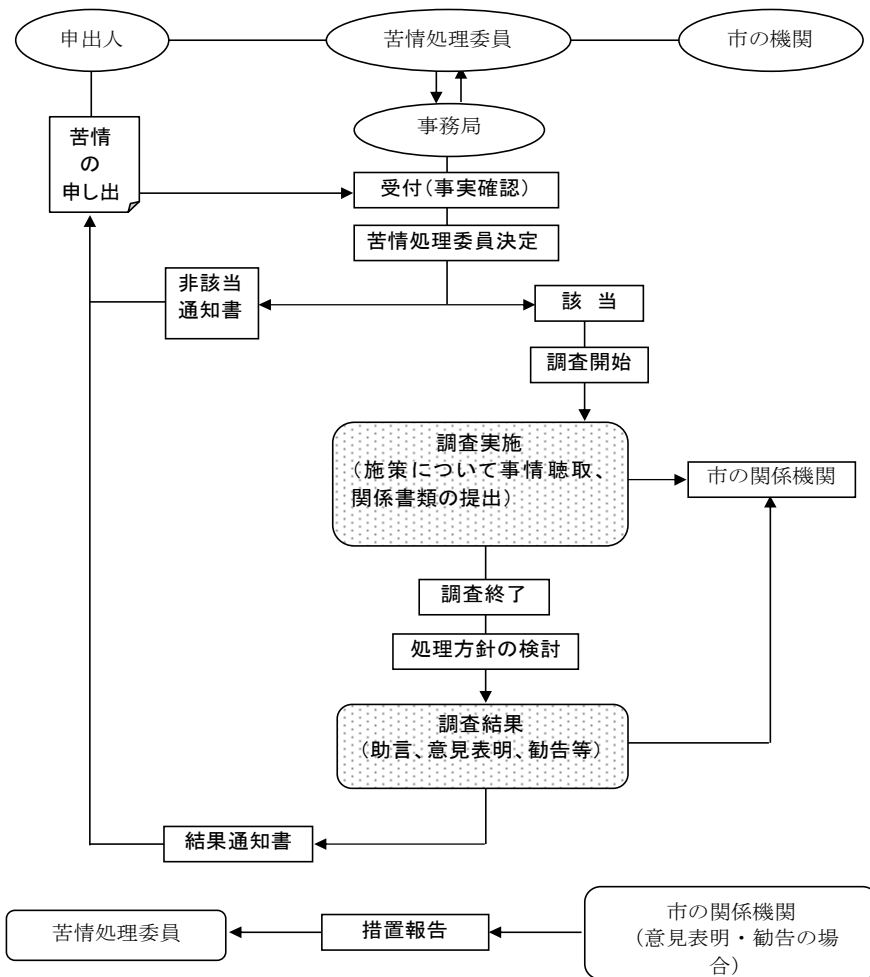
図表 10 男女共同参画推進施設の年間利用者数の推移



### ⑤ 苦情処理制度の定着と充実（条例第12条）

苦情処理制度では、申出人に代わり、中立、公正な立場の苦情処理委員（3名）が適切かつ迅速に苦情を処理します。市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情が対象となります（図表11）。

図表 11 苦情処理制度の流れ



図表 12 苦情処理の申出状況と制度の周知の取組

年度	申出件数	処理状況の内訳
令和元年度	1件	勧告等を行った申出 1件
令和2年度	0件	
令和3年度	0件	
制度の周知の取組		
・市ホームページへの掲載や苦情申し出パンフレットを各区情報公開コーナーや図書館へ設置 <b>【令和3年度の取組】</b> ・市報さいたま7月号への掲載(全戸配布) ・男女共同参画社会情報誌「夢」10月号に事例とともに掲載(市内公共施設等に配布) ・新規採用職員向けの男女共同参画ハンドブックへの掲載		

(人権政策・男女共同参画課)

## 4. 目標別男女共同参画のまちづくりの状況

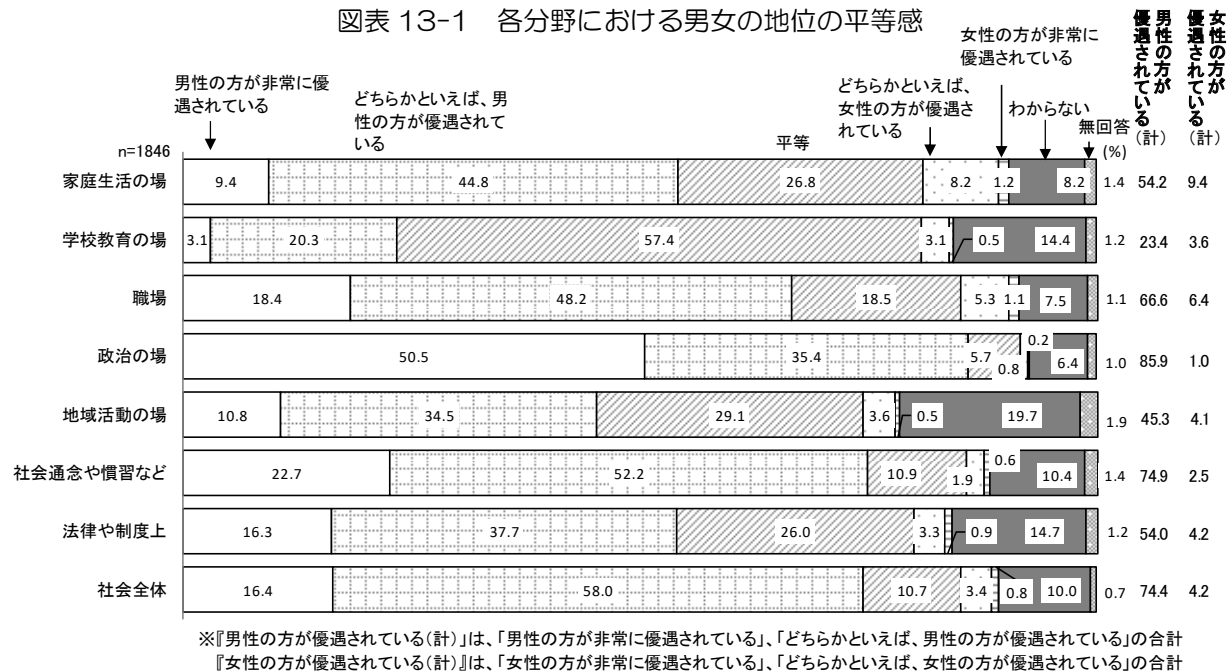
### 目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

#### ① 各分野における男女の地位の平等感

令和3年の「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)では、男女の地位の平等感について、「学校教育の場」を平等であると考える割合が、57.4%と他の項目に比べて群を抜いて高くなっています。

また、「男性の方が優遇されている(「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計)」という認識が高い分野は、「政治の場」、「社会全体」、「社会通念や慣習など」、「職場」で、いずれも 65%を超えています(図表 13-1、13-2)。

図表 13-1 各分野における男女の地位の平等感



さいたま市「市民意識調査」(令和3年)より作成

図表 13-2 「社会全体」での地位の平等感・男女別集計

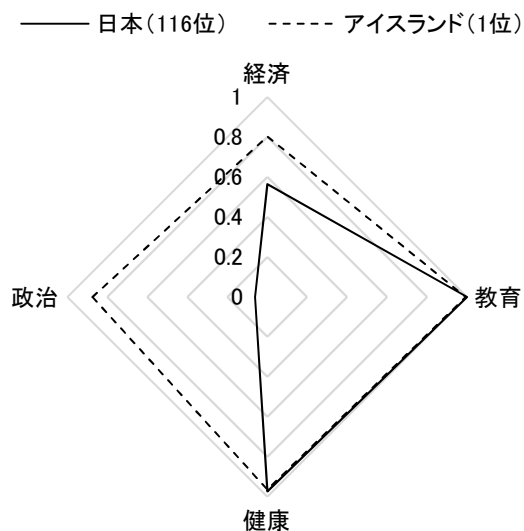
項目(男女別)		男性のほうが優遇されている	平等	女性のほうが優遇されている	
社会全体	男性	さいたま市	68.9%	15.9%	7.3%
		全国	70.2%	24.5%	4.4%
	女性	さいたま市	79.2%	6.7%	1.9%
		全国	77.5%	18.4%	1.9%

さいたま市は「市民意識調査」(令和3年)、  
 全国は内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年)より作成  
 ※全国調査の結果は「無回答」を除いた割合

## ② 日本のジェンダー・ギャップ指数

各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index:GGI)の2022年(2022年7月発表)における日本の順位は146か国中116位となっています。この指数は経済、政治、教育、健康の4つの分野で構成され、日本は経済分野(121位)、政治分野(139位)でスコアが低くなっています。(図表14)

図表14 日本のジェンダー・ギャップ指数



分野	スコア	順位 ※146か国中
経済	0.564	121位
教育	1.000	1位
健康	0.973	63位
政治	0.061	139位
総合	0.650	116位

数値は0~1

0が完全不平等、1が完全平等を示す

世界経済フォーラム (World Economic Forum)  
「Global Gender Gap Report 2022」の数値より作成

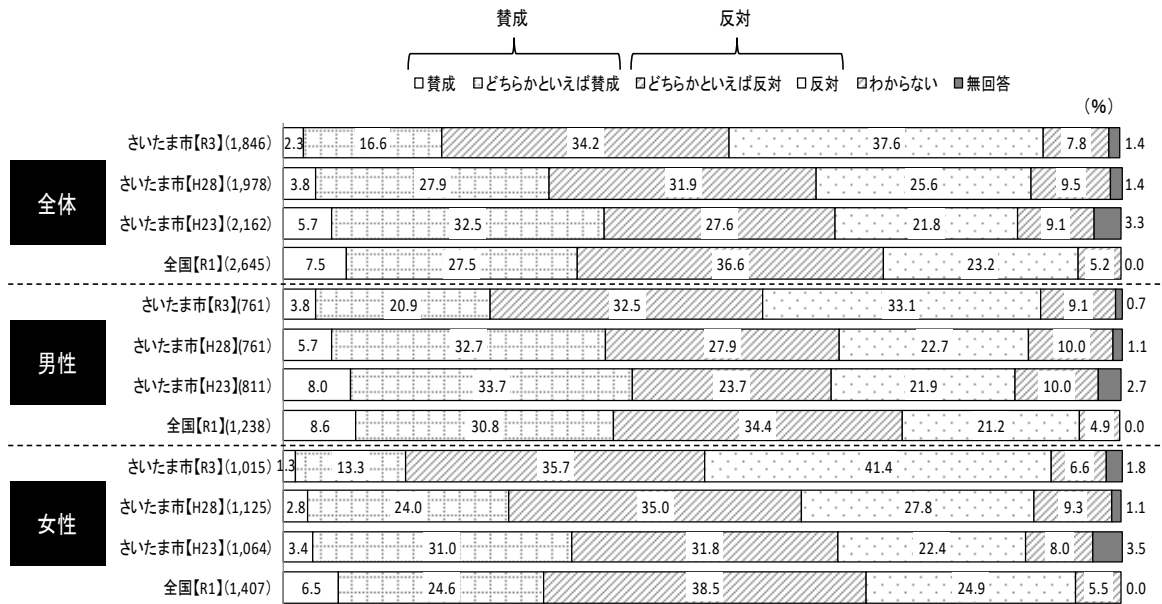
**目標Ⅱ** 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

**① 「男は仕事、女は家庭」という役割分担の考え方に対する意識**

令和3年の「市民意識調査」では反対(71.8%)、賛成(18.9%)となり、前回調査の反対(57.5%)、賛成(31.7%)から反対と賛成の差は拡大しました。

また、反対の割合は、男性(65.6%)と比較し女性(77.1%)が 11.5 ポイント高くなっています(図表 15)。

図表 15 「男は仕事、女は家庭」という役割分担の考え方に対する意識



※全国調査の結果は「無回答」を除いた割合

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年)、さいたま市「市民意識調査」より作成  
 ※世論調査では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」、市民意識調査では「男は仕事、女は家庭」で設問。

**② 広報誌等による情報提供及び啓発**

さいたま市では、男女共同参画に関する意識啓発を図るための手段として、男女共同参画社会情報誌「You(ゆ)&Me(め)～夢～」を年2回発行しています。(図表 16)。

図表 16 男女共同参画社会情報誌「You<sup>ゆ</sup>&Me<sup>め</sup>～夢～」特集記事

発行年月	特集
2017年10月号vol.33	特集: 女性の貧困
2018年 2月号vol.34	特集: みんなでスポーツを楽しもう! ～スポーツ共同参画～
2018年10月号vol.35	特集: 男女とも働き続けやすい環境を目指して ～市内事業者の取組～
2019年 3月号vol.36	特集: 多様な性を知ろう ～人それぞれの「性」がある～
2019年10月号vol.37	特集: 家族を介護するのは誰? あなたを将来介護するのは誰?
2020年 3月号vol.38	特集: やりたいこと、作りたいものは「起業」でカタチに
2020年10月号vol.39	特集: あなたが受けているのは「DV」かも?
2021年 3月号vol.40	特集: SDGs(持続可能な開発目標)とジェンダー平等について学ぼう
2021年10月号vol.41	特集: 知っていますか? 今どきの性教育(包括的性教育)
2022年3月号vol.42	特集: 「男だったら〇〇すべき」はあなたの思い込み?

(人権政策・男女共同参画課)

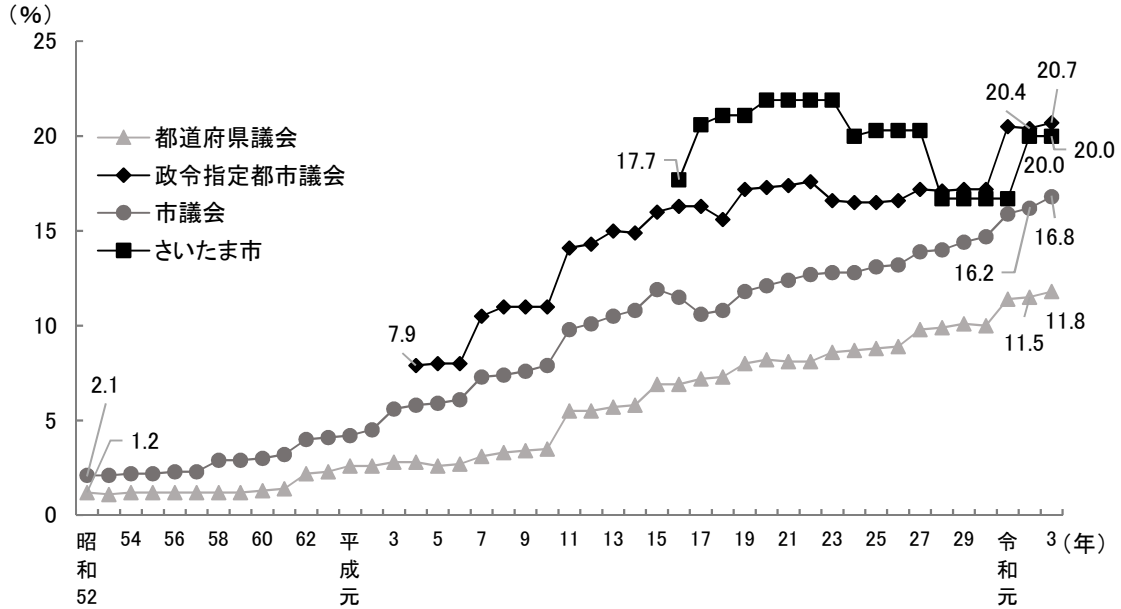
## 目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

### ① 地方議会における女性議員の割合の推移

地方議会における女性議員の割合は各議会では上昇傾向にあります。国民の男女の人口比がおおよそ半々であることを考えると、議会の場に女性が少ない「過少代表」とも言える状況となっています(図表17)。

さいたま市議会における女性議員の割合は20%(60人中12人)となっています(令和3年12月31日現在)。

図表17 地方議会における女性議員の割合の推移



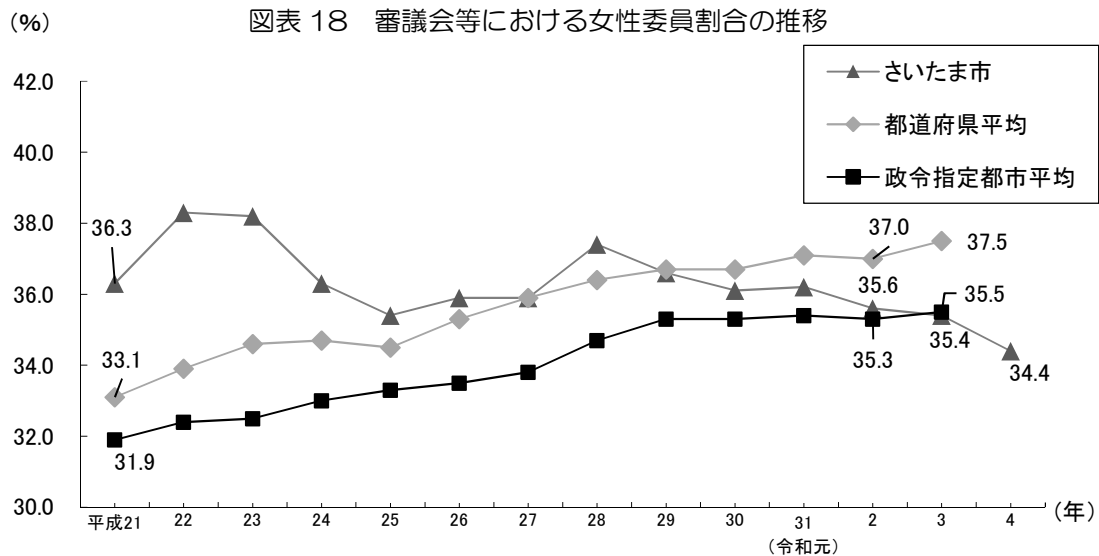
内閣府「男女共同参画白書」令和4年版「1-5図※」を基に作成

※総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」より作成

### ② 審議会等における女性委員割合の推移

都道府県、政令指定都市では、目標値を掲げて審議会等の委員への女性の登用に努めており、令和4年のさいたま市の審議会等における女性委員割合は、第4次プランの目標数値42%の実現には至らず、34.4%(令和4年3月31日現在)となり、前年より1.0ポイント下落しました(図表18)。

図表18 審議会等における女性委員割合の推移



全国は内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に対する施策の推進状況」より作成、さいたま市は人権政策・男女共同参画課調べ。令和4年の実績はさいたま市のみ掲載。

### ③ 女性職員の比率

さいたま市の令和4年4月1日現在における職員総数に占める女性職員の割合は、47.3%と前年より0.5ポイント上昇しています。また、管理職（課長職以上）総数に占める女性の割合は、22.5%と前年より1.1ポイント上昇しています。（図表 19-1）。女性教員の割合は、57.8%と前年より0.2ポイント上昇しています。女性教員の管理職比率は18.0%で前年より1.0ポイント低下しています（図表 19-2）。

図表 19-1 女性職員の比率（各年4月1日現在）

	平成29年	30年	31年	令和2年	3年	4年
職員総数	13,766人	13,967人	14,367人	15,209人	15,440人	15,649人
女性職員数	6,091人	6,263人	6,535人	7,077人	7,223人	7,399人
（比率）	（44.2%）	（44.8%）	（45.5%）	（46.5%）	（46.8%）	（47.3%）
管理職総数	868人	876人	881人	879人	872人	890人
女性管理職数	177人	182人	187人	186人	187人	200人
（比率）	（20.4%）	（20.8%）	（21.2%）	（21.2%）	（21.4%）	（22.5%）

（人事課）

※女性管理職数：教育職を除くすべての職員（医療職、福祉職等含む）

#### ○課長職以上女性職員内訳

	局長級	部長級	次長級	課長級	計
行政職	2人	7人	31人	95人	135人
消防職	0人	0人	0人	2人	2人
企業職	0人	0人	2人	3人	5人
医療職	0人	1人	7人	50人	58人
技能職	0人	0人	0人	0人	0人
合計	2人	8人	40人	150人	200人

（人事課）※「行政職」には、福祉職（保育士含む）、技術職を含む。

図表 19-2 女性教員の比率（各年4月1日現在）

	平成29年	30年	31年	令和2年	3年	4年
教職員総数	4,871人	4,859人	4,894人	5,036人	5,169人	5,249人
女性教職員数	2,713人	2,719人	2,752人	2,858人	2,977人	3,034人
（比率）	（55.7%）	（56.0%）	（56.2%）	（56.8%）	（57.6%）	（57.8%）
管理職総数	352人	352人	359人	362人	363人	366人
女性管理職数	38人	47人	55人	64人	69人	66人
（比率）	（10.8%）	（13.4%）	（15.3%）	（17.7%）	（19.0%）	（18.0%）

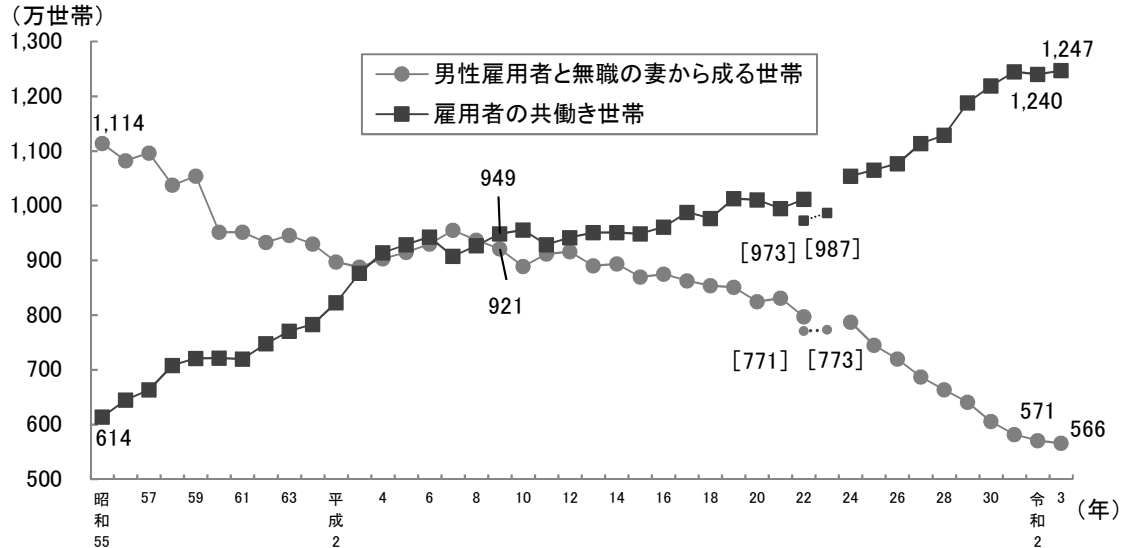
（教職員人事課、高等教育課）

## 目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

### ① 共働き等世帯数の推移

夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加し、令和3年には1,247万世帯と、男性雇用者と無職の妻から成る片働き世帯(566万世帯)を大きく上回っています(図表20)。また、さいたま市の共働き世帯の割合は令和2年の数値で44.4%となっており、全国平均(47.1%)を下回っています(図表21)。

図表20 共働き等世帯数の推移(全国)



内閣府「男女共同参画白書」令和4年版「2-15 図※」を基に作成

※昭和55年から平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)。ただし昭和55年から57年は各年3月、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。平成22年及び23年の〔〕内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

図表21 共働き等世帯数の推移(さいたま市)

	総数※ <sup>1</sup> (世帯)	夫婦共働き 世帯※ <sup>2</sup> (世帯)	夫婦とも働き 世帯の割合 ( )内は国の数値
令和2年	308,001	136,772	44.4% (47.1%)
平成27年	298,683	127,382	42.6% (45.5%)
平成22年	290,551	118,420	40.8% (43.5%)

※<sup>1</sup>1夫婦のいる一般世帯数

※<sup>2</sup>2夫、妻ともに就業者である世帯数

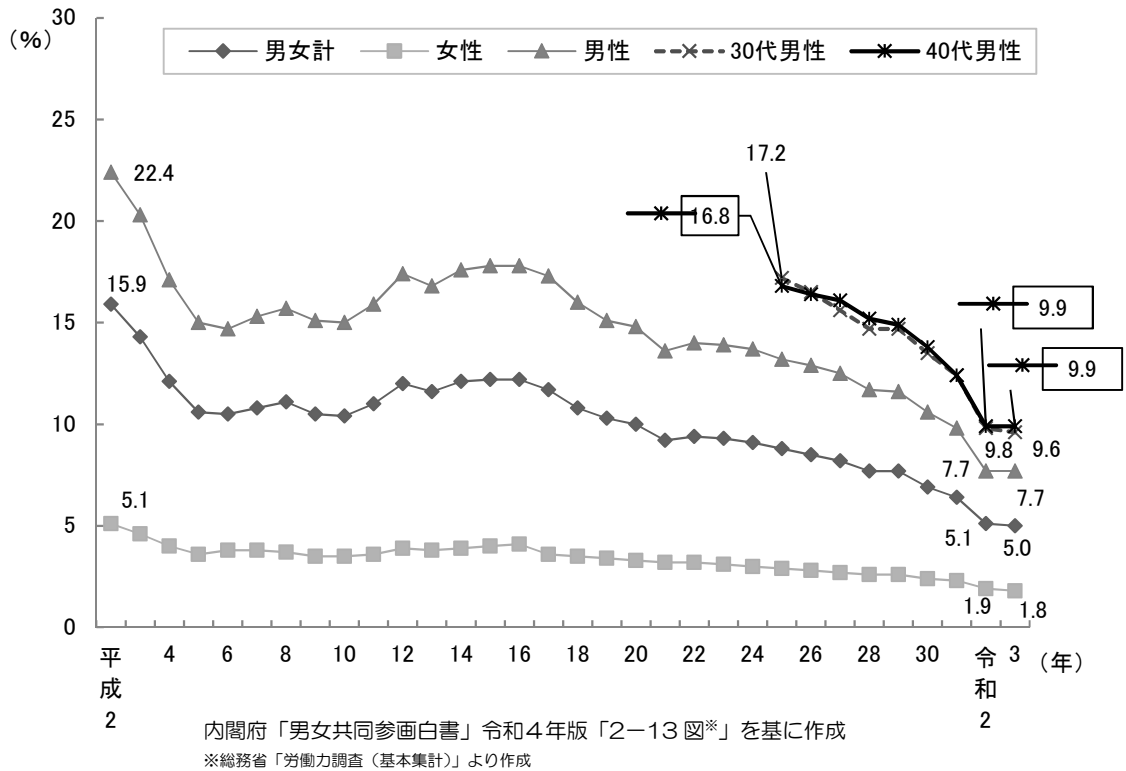
国勢調査より作成



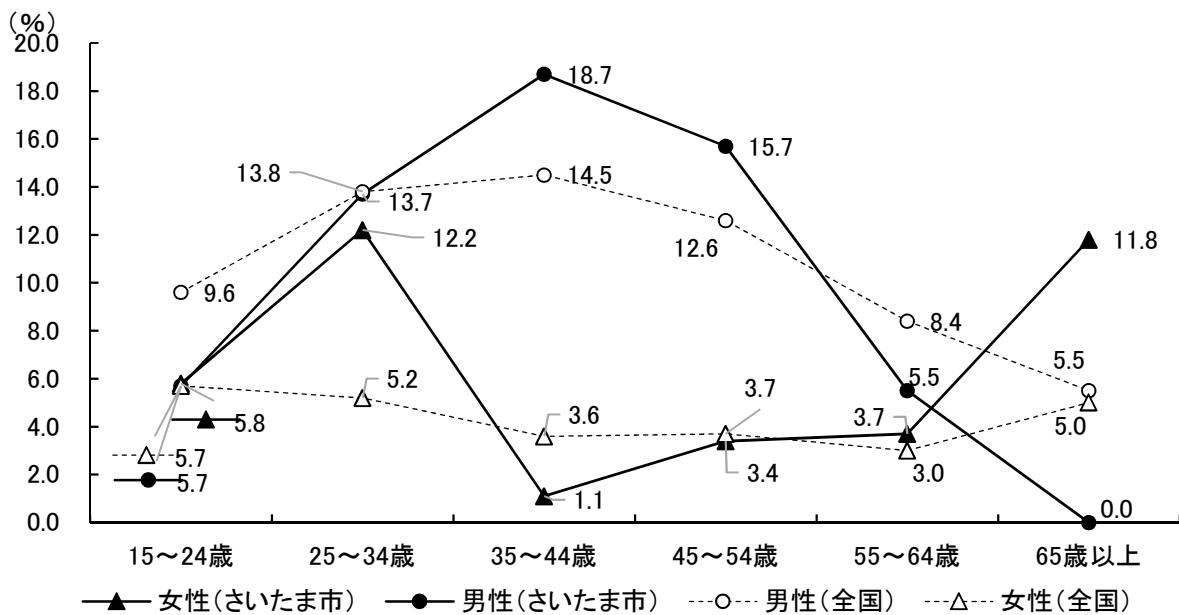
## ② 週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合

週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合を見ると、特に子育て期にある 30 歳代、40 歳代男性において女性や他の年代に比べ、高い水準となっています(図表 22、23)。

図表 22 週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合の推移 (全国、男女計、男女別)



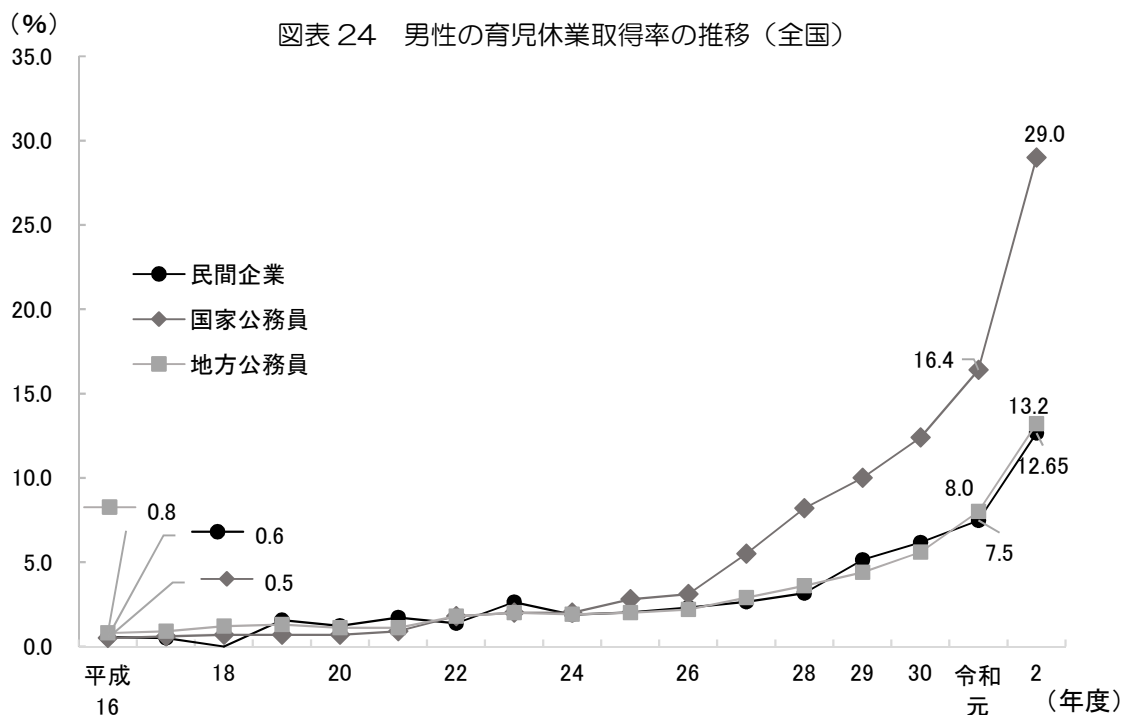
図表 23 週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合



総務省「就業構造基本調査」(平成 29 年)より作成

### ③ 男性の育児休業取得

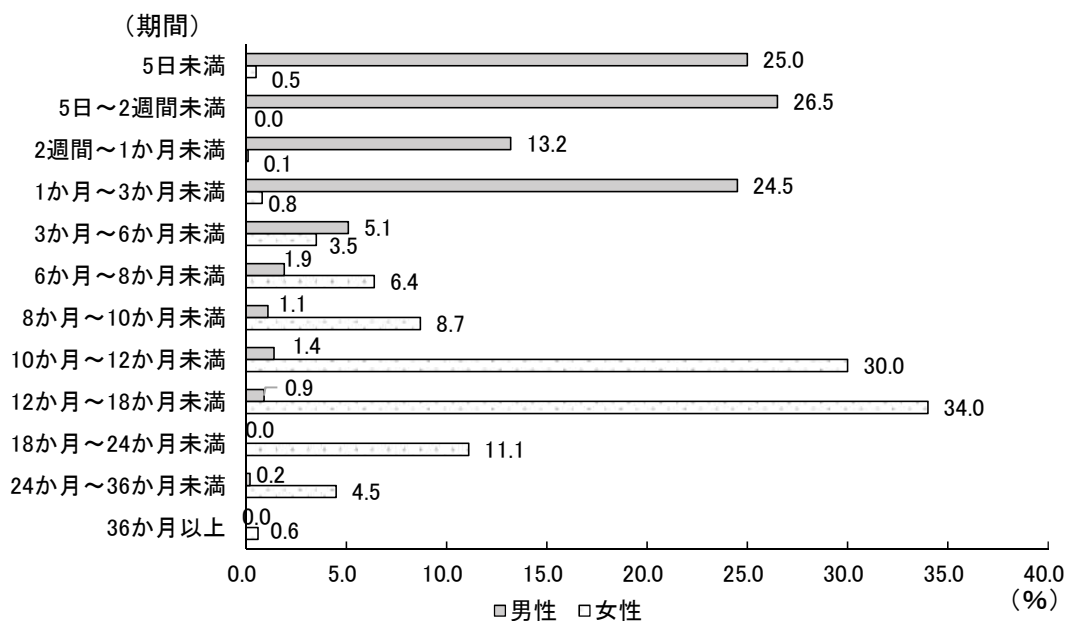
令和2年度における男性の育児休業取得率は民間企業が 12.65%、国家公務員が 29.0%、地方公務員が 13.2%で、近年上昇していますが、女性の育児休業取得率と比較すると低い水準となっています(図表 24)。また、取得期間も、女性と比べ短期間の取得となっています(図表 25)。



内閣府「男女共同参画白書」令和4年版「2-19 図※」を基に作成

※国家公務員は内閣府官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況フォローアップ」等より作成、地方公務員は総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成、民間企業は「雇用均等基本調査」より作成

図表 25 民間企業の育児休業取得期間別割合 (全国)

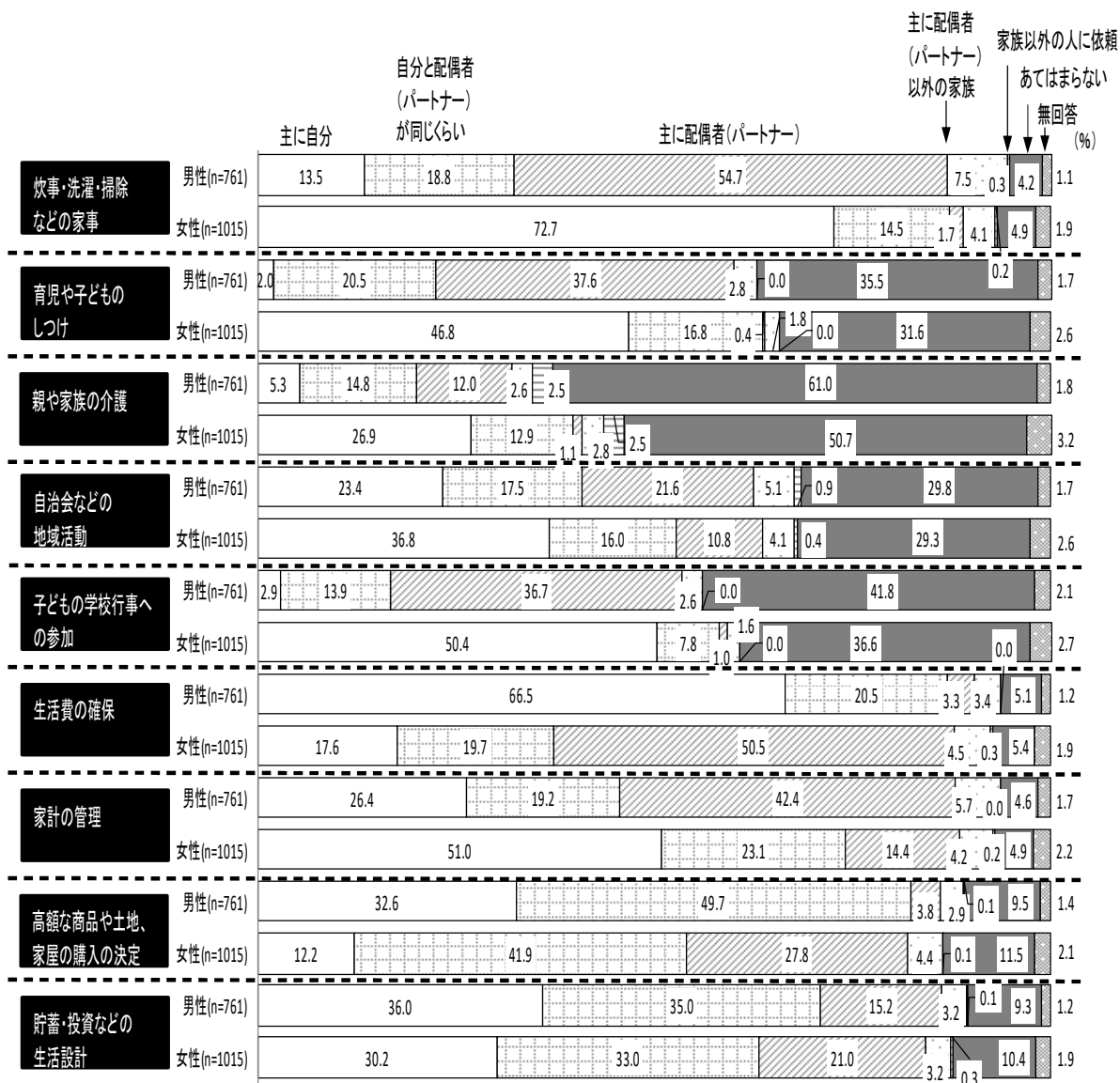


厚生労働省「雇用均等基本調査」(令和3年度)より作成。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した者に育児休業の取得期間を聞いたもの。

#### ④ 家庭生活における役割分担

家庭生活における役割分担の中で、『炊事・洗濯・掃除などの家事』は女性が担う割合が最も高く、「主に自分」が 72.7%となっています。『子どもの学校行事への参加』『育児や子どものしつけ』『家計の管理』も女性の約半数が「主に自分」としています。一方、男性は『生活費の確保』で「主に自分」の割合が最も高く 66.5%となっており、『高額な商品や土地、家屋の購入の決定』『貯蓄投資などの生活設計』でも「主に自分」の割合が女性よりも高くなっています(図表 26)。

図表 26 家庭生活における役割分担

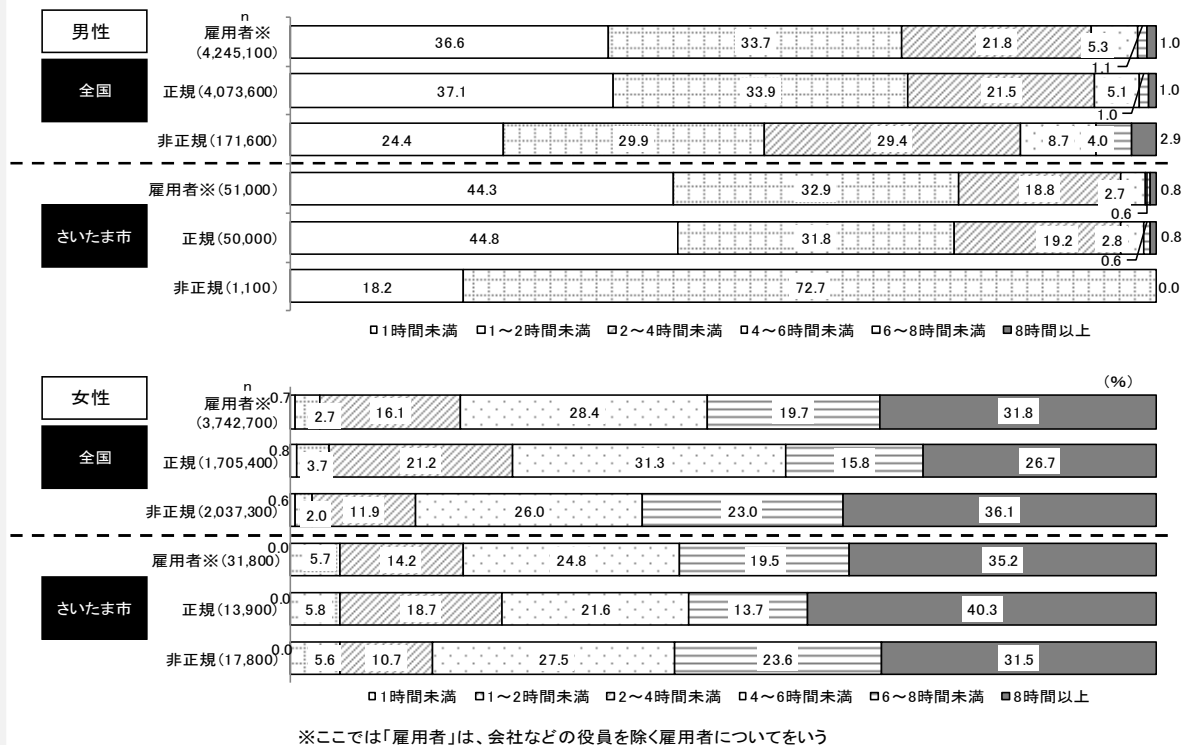


さいたま市「市民意識調査」(令和3年)より作成

### ⑤ 家事・育児時間

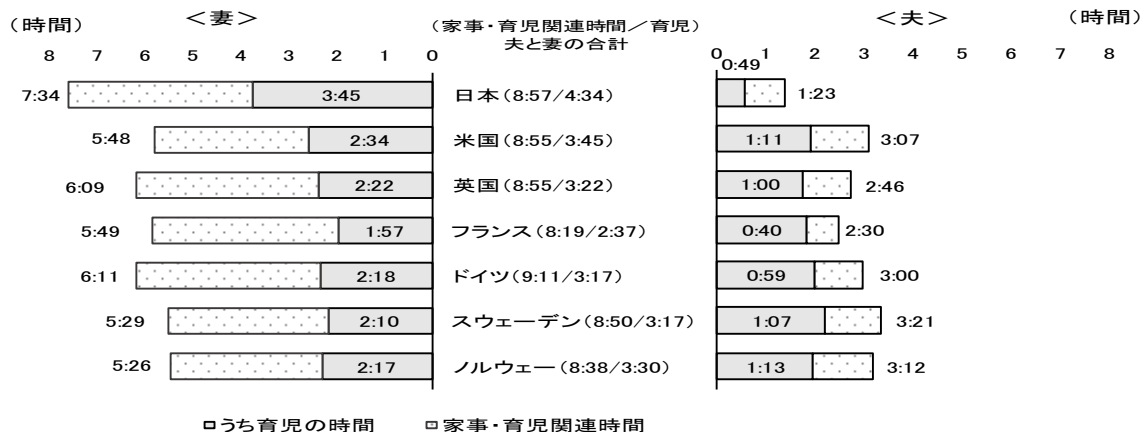
さいたま市の育児をしている雇用者の1日当たりの家事・育児時間別の割合を男女、雇用形態別にみると、男性では「正規の職員・従業員」、「非正規の職員・従業員」とともに2時間未満とする割合が高くなっている。一方、女性では、2時間未満とする割合は「正規の職員・従業員」で「非正規の職員・従業員」よりも高いものの、3割未満となっており、「正規の職員・従業員」、「非正規の職員・従業員」とともに4時間以上とする割合が7割以上を占めています(図表 27)。また、6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間の国際比較において、夫の家事・育児関連時間の日本の値は、他の先進国と比較すると低い水準となっています(図表 28)。

図表 27 育児をしている雇用者の1日当たりの家事・育児時間



※ここでは「雇用者」は、会社などの役員を除く雇用者についてをいう  
 総務省「就業構造基本調査」(平成 29 年)より作成

図表 28 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間(1日当たり, 国際比較)



内閣府「男女共同参画白書」令和2年版「コラム1 図表 2-2※」を基に作成  
 ※総務省「社会生活基本調査」(平成 28 年)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2016)  
 及びEurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and men" (2004)より作成

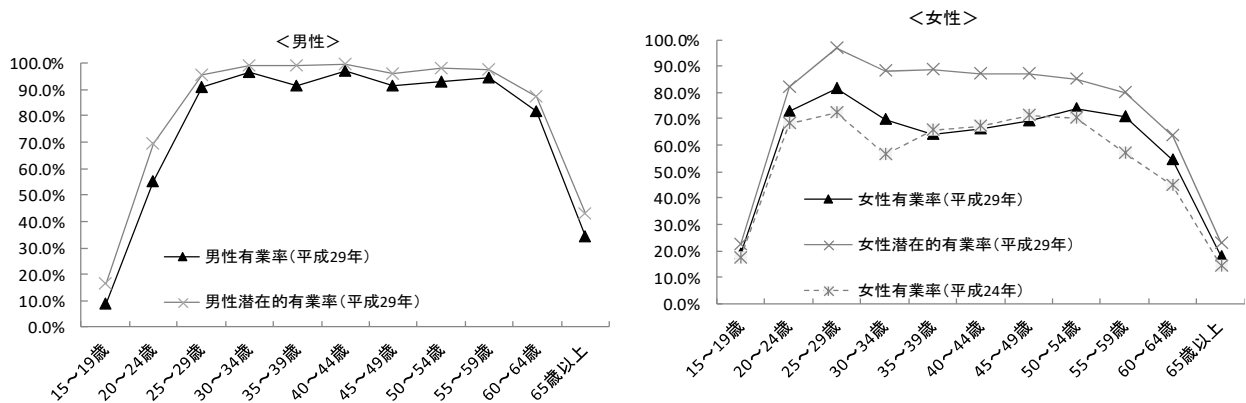
## 目標Ⅴ 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

### ① 女性の労働力状態

さいたま市の女性の年齢別(15歳以上)の有業率を見ると、子育て期に当たる30歳代で低下するM字型の曲線を描いています。しかし、潜在的有業率をみるとM字のカーブは浅くなっており、就業希望はあるものの、それを実現できていない女性が多くいることがわかります(図表29)。

また、さいたま市の年齢階級別非正規雇用労働者の割合を見ると、「15～24歳」、「65歳以上」の区分で男性の方が数値は高くなっているものの、その他の年代では男性に比べ女性の数値は高く、「35～44歳」の区分で50%を超え、その後も年齢区分が上がるごとに増加しています(図表30)。

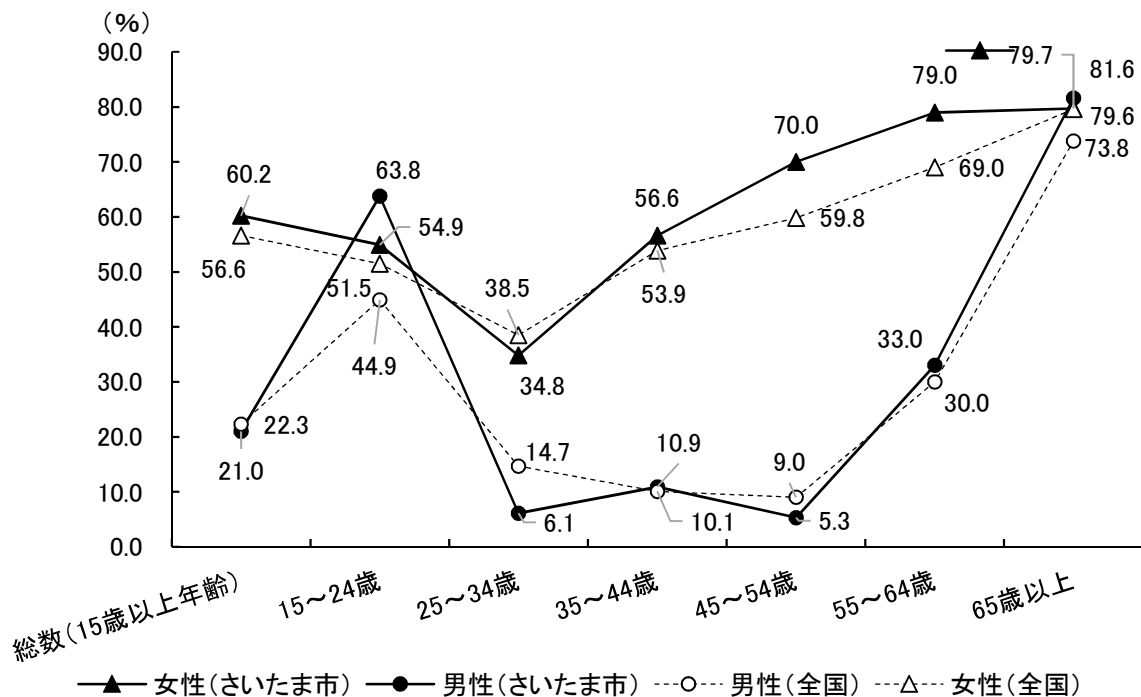
図表29 年齢(5歳階級)別 有業率、潜在的有業率



総務省「就業構造基本調査」(平成29年)より作成

※潜在的有業率は、15歳以上人口に占める、有業者数に就業希望者数を足したものの割合

図表30 年齢階級別非正規雇用労働者の割合

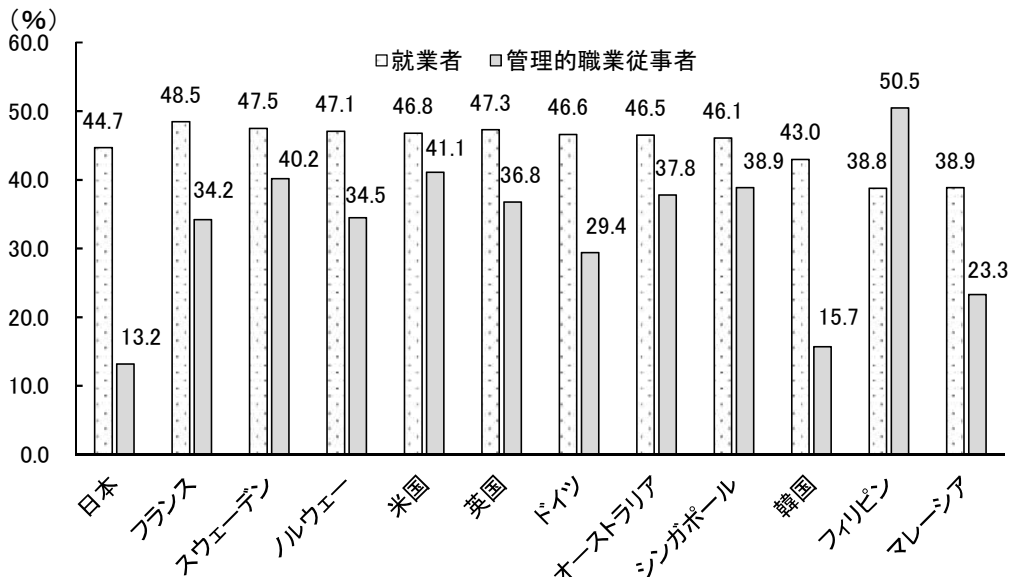


総務省「就業構造基本調査」(平成29年)より作成

## ② 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合

日本の就業者に占める女性の割合は 44.7% (令和3年) と諸外国と大きな差はありませんが、管理的職業従事者に占める女性の割合は 13.2% (令和3年) と諸外国と比べ低い水準となっています (図表 31)。

図表 31 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合 (国際比較)



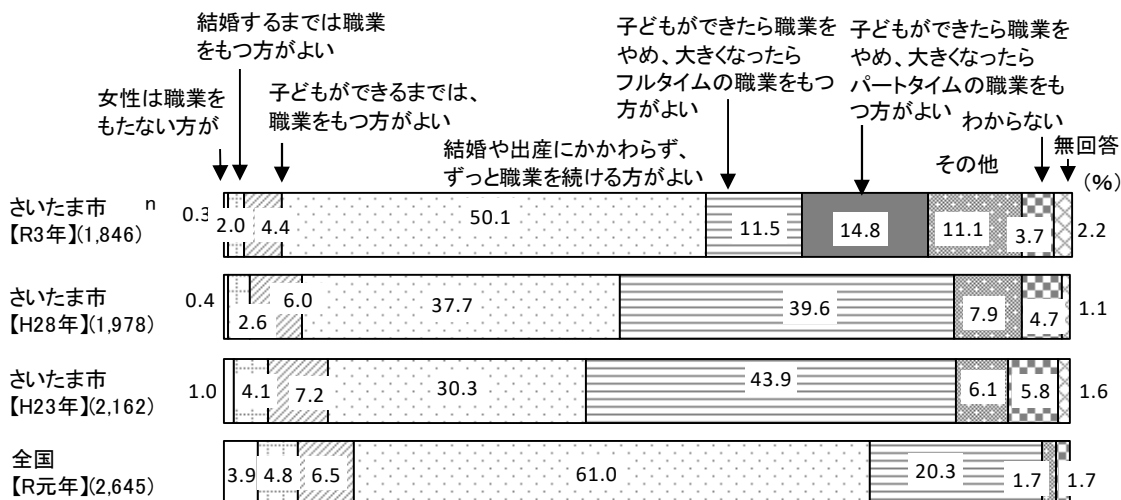
内閣府「男女共同参画白書」令和4年版「1-18 図\*」を基に作成

※総務省「労働力調査 (基本集計)」(令和3年)、ILO "ILOSTAT" より作成

## ③ 女性が職業をもつことに対する考え方

女性が職業をもつことに対する考え方は、令和3年の市民意識調査の結果では「結婚や出産にかかわらず、ずっと職業を続ける方がよい」(50.1%)の割合が最も高く、前回調査から 12.4 ポイント上昇しています。一方で「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(26.3%)は、前回調査から 13.3 ポイント下落しています (図表 32)。

図表 32 女性が職業をもつことに対する考え方



※平成28年度調査、平成23年度調査、全国調査は「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら職業をもつ方がよい」をフルタイムと、パートタイムに分けていない。そのため、上記の図表では、フルタイムに相当させ表示している。  
※全国調査の結果は「無回答」を除いた割合

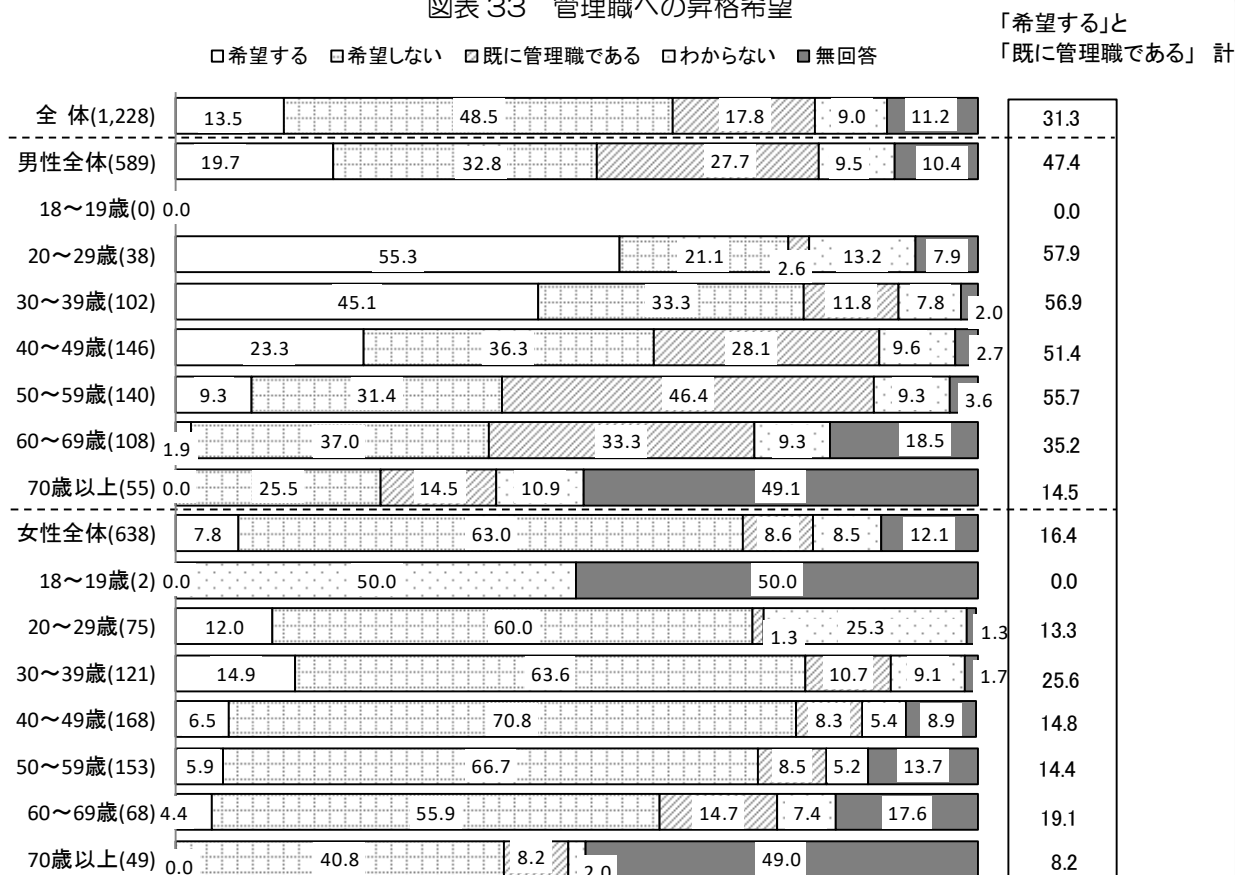
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年)、さいたま市「市民意識調査」より作成

#### ④ 管理職への昇格希望

管理職への昇格希望について、令和3年の市民意識調査の結果を男女、年齢別にみると、「希望する」の割合は男性の20代(55.3%)、30代(45.1%)で高くなっています。一方、女性では、「希望する」の割合が一番高い30代でも14.9%と男性と比較して、低い水準となっています。また、「希望する」と「既に管理職である」を合わせた割合をみると、男性では59歳までの各年代で5割を超えています。女性では一番割合の高い30代でも25.6%となっています(図表33)。

また、管理職への昇格を希望しない理由として回答された割合を男女別にみると、男性では、「管理職の仕事にやりがいや魅力を感じない」(53.4%)、女性では「ワーク・ライフ・バランスが保てない」56.0%で最も割合が高くなっています(図表34)。

図表 33 管理職への昇格希望



さいたま市「市民意識調査」(令和3年)より作成

図表 34 管理職への昇格を希望しない理由

単位(%)

区分	回答者数(件)	ワーク・ライフ・バランスが保てない	管理職の仕事にやりがいや魅力を感じない	自分には務まらない	責任が重くなる	も長く会社には在籍するつもりがない	その他	無回答
全体	596	49.0	40.1	30.9	27.5	13.3	15.4	1.2
男性	193	34.2	53.4	21.2	25.4	16.6	22.3	2.1
女性	402	56.0	33.8	35.6	28.6	11.7	12.2	0.7

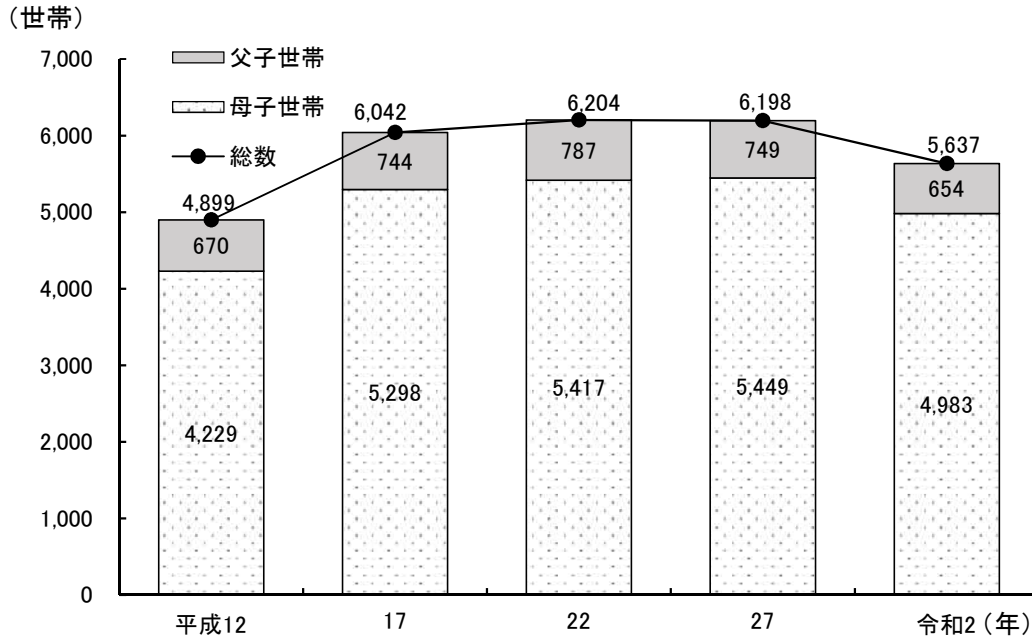
さいたま市「市民意識調査」(令和3年)より作成

## 目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

### ① 母子世帯数及び父子世帯数の推移

さいたま市の母子・父子世帯の推移をみると、令和2年では母子世帯は4,983世帯、父子世帯は654世帯となっており前回調査から母子世帯・父子世帯ともに減少しています(図表35)。

図表35 母子世帯数及び父子世帯数の推移



国勢調査より作成

### ② 母子世帯・父子世帯の年間収入状況

国の母子世帯・父子世帯の年間収入状況を見ると、母子世帯・父子世帯ともに児童のいる世帯の平均を下回っており、特に母子世帯ではその差が大きくなっています(図表36)。

図表36 母子世帯・父子世帯の年間収入状況(全国)

		平成22年の年収 (自身の収入)	平成22年の年収 (世帯の収入)	平成27年の年収 (自身の収入)	平成27年の年収 (世帯の収入)
母子世帯	平均世帯人員	—	3.42人	—	3.31人
	平均年収	223万円	291万円	243万円	348万円
	就労収入	181万円	—	200万円	—
父子世帯	平均世帯人員	—	3.77人	—	3.70人
	平均年収	380万円	455万円	420万円	573万円
	就労収入	360万円	—	398万円	—
(参考) 児童のいる 世帯	平均年収	—	658.1万円	—	707.6万円

母子・父子世帯については厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」(平成28年)、児童のいる世帯については厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元年)より作成



### ③ 各種がん検診等の受診状況

令和3年度の受診状況は令和2年度と比較すると、「子宮がん」、「成人歯科検診」を除き受診者数が増加しています(図表 37)。

図表 37 各種がん検診等の受診状況

	胃がん	肺がん	大腸がん	乳がん	子宮がん	骨粗鬆症	前立腺がん	肝炎ウイルス	成人歯科健診	女性のヘルスチェック
令和元年度	92,658人	127,878人	113,094人	23,205人	45,332人	33,076人	20,728人	11,808人	5,356人	9,491人
令和2年度	78,014人	112,546人	99,049人	23,815人	43,663人	23,399人	18,746人	8,871人	4,222人	8,450人
令和3年度	87,584人 11.3%	119,532人 15.5%	105,905人 13.7%	23,943人 11.9%	37,716人 15.0%	—	—	—	—	—

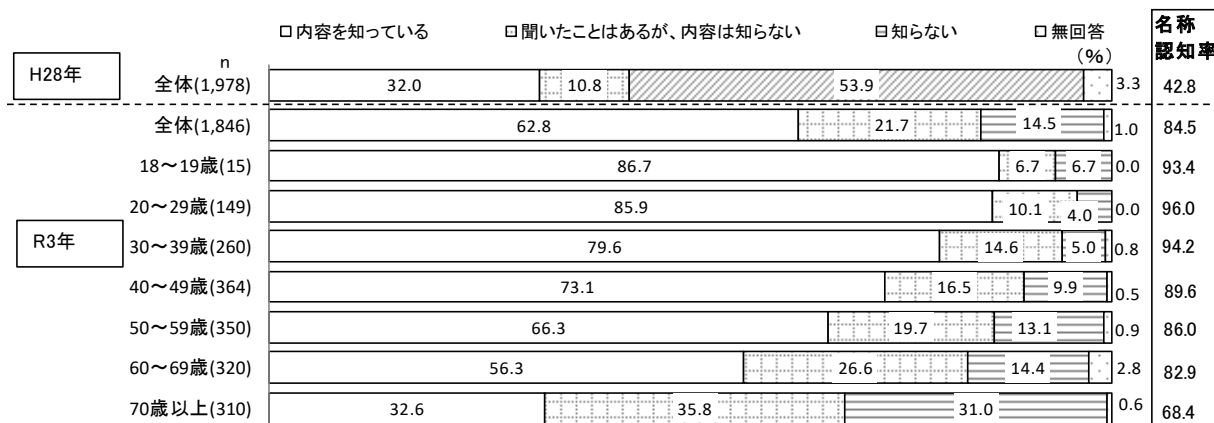
(地域保健支援課)

※令和3年度から受診率の算出方法(対象者数の考え方)を変更しているため、受診率については、令和3年度についてのみ記載  
上段は受診者数、下段は受診率

### ④ 「LGBTQ」(性的少数者を表す総称の一つ)という言葉の認知

「LGBTQ」の認知について、「内容まで知っていた」(62.8%)と「言葉は知っていたが、内容は知らなかった」(21.7%)を合わせた『名称認知率』は、84.5%であり、年代別で見ると、『名称認知率』は、70歳以上を除くすべての年代で8割を超えています(図表 38)。また、身の周りの性的少数者の有無について、「いる」が12.4%となっています(図表 39)。

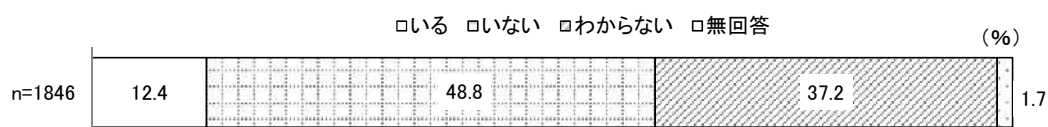
図表 38 「LGBTQ」という言葉の認知



(注釈) 平成28年については、「LGBT」の認知度として集計

さいたま市「市民意識調査」より作成

図表 39 身の周りの性的少数者の有無



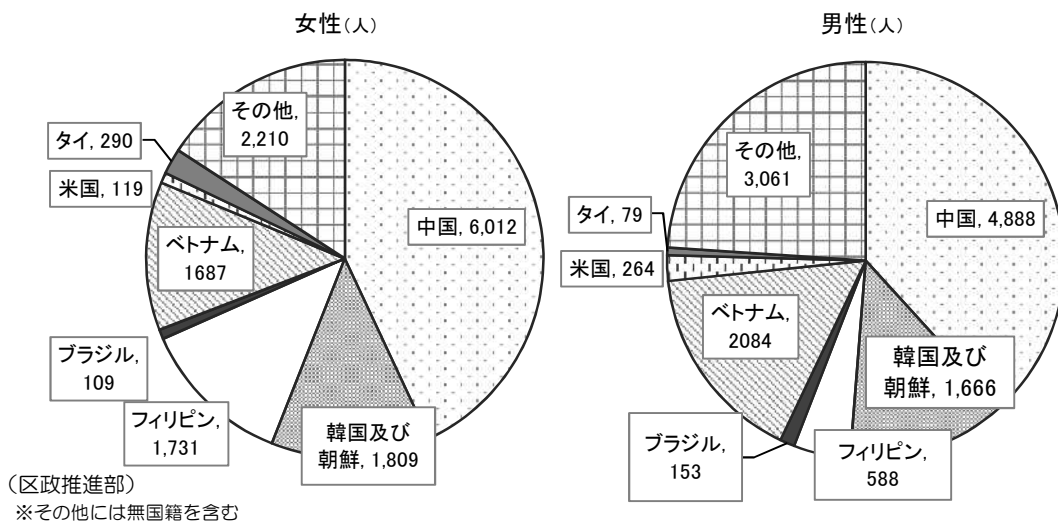
さいたま市「市民意識調査」(令和3年)より作成

### ⑤ 外国人が地域の一員として生活するために必要なこと

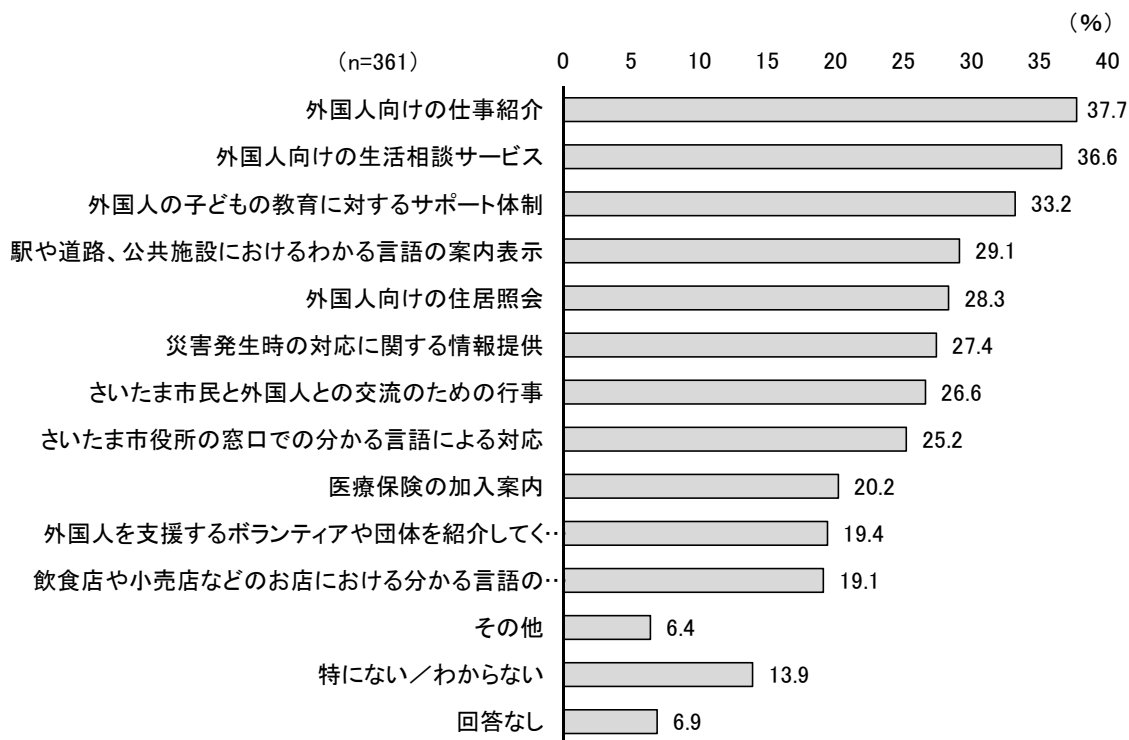
さいたま市内には、令和4年4月1日現在、26,750人の外国人が暮らしており、総人口(1,334,975人)に占める割合は約2.0%となっています。また、国籍別外国人数は、女性は中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナム、男性は、中国、ベトナム、韓国・朝鮮、フィリピンの順に多くなっています(図表40)。

外国人市民も住みやすい環境作りに必要な行政施策としては、「外国人向けの仕事紹介」(37.7%)が最も高く、次いで「外国人向けの生活相談サービス」(36.6%)となっています(図表41)。

図表40 国籍別外国人数(令和4年4月1日現在)



図表41 外国人市民も住みやすい環境作りに必要な行政施策

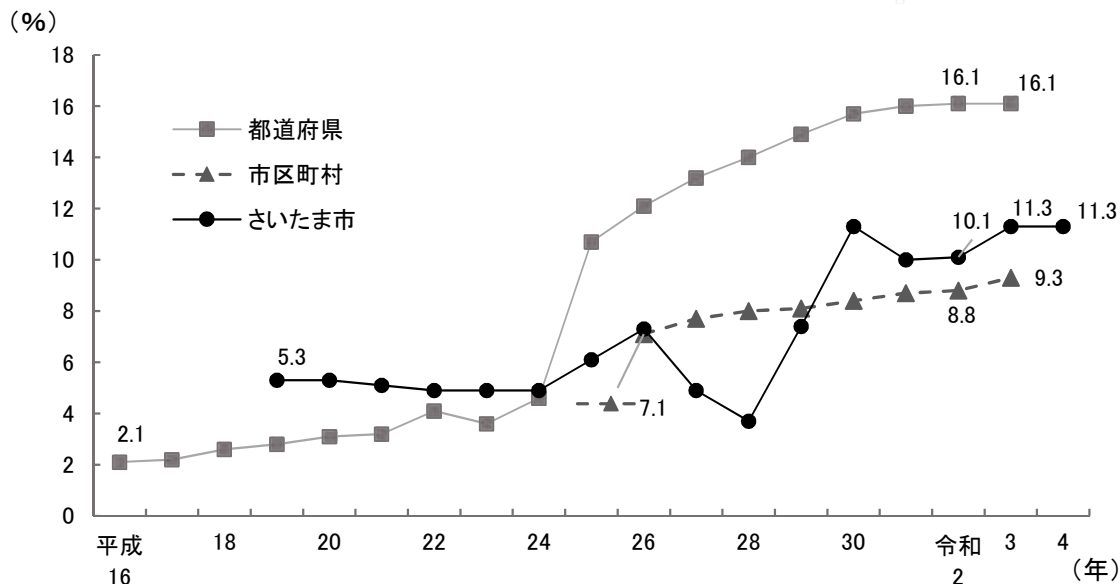


「さいたま市の国際化推進に係るアンケート調査」(令和元年)より作成

## ⑥ 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移

災害から受ける影響やニーズは男女で異なるため、男女それぞれに必要な支援の提供のためには、防災・復興に関する意思決定の場や、防災の現場における女性の参画が重要となりますが、それらの場における女性の割合は低い傾向があります。(図表 42、43、44)。

図表 42 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



さいたま市は防災課、その他は内閣府「男女共同参画白書」令和4年版「8-1 図※」を基に作成。令和4年の数値についてはさいたま市のみ掲載

※内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に対する施策の推進状況」より作成

図表 43 自治会長に占める女性の割合（各年4月1日現在）

	自治会長数	うち女性自治会長数	比率
令和2年	861人	72人	8.4% (埼玉県全体:5.1%、全国平均:6.1%)
令和3年	861人	80人	9.3% (埼玉県全体:5.3%、全国平均:6.3%)
令和4年	861人	72人	8.4%

さいたま市はコミュニティ推進課、埼玉県平均、全国平均については内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に対する施策の推進状況」より作成。令和4年の数値についてはさいたま市のみ掲載

図表 44 消防団員に占める女性の割合（各年4月1日現在）

	消防団員数	うち女性消防団員数	比率
令和2年	1,199人	80人	6.7% (全国平均:3.3%)
令和3年	1,209人	85人	7.0% (全国平均:3.4%)
令和4年	1,219人	90人	7.4%

さいたま市は消防団活躍推進室、全国平均については内閣府「男女共同参画白書」令和4年版より作成。令和4年の数値についてはさいたま市のみ掲載

## 目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

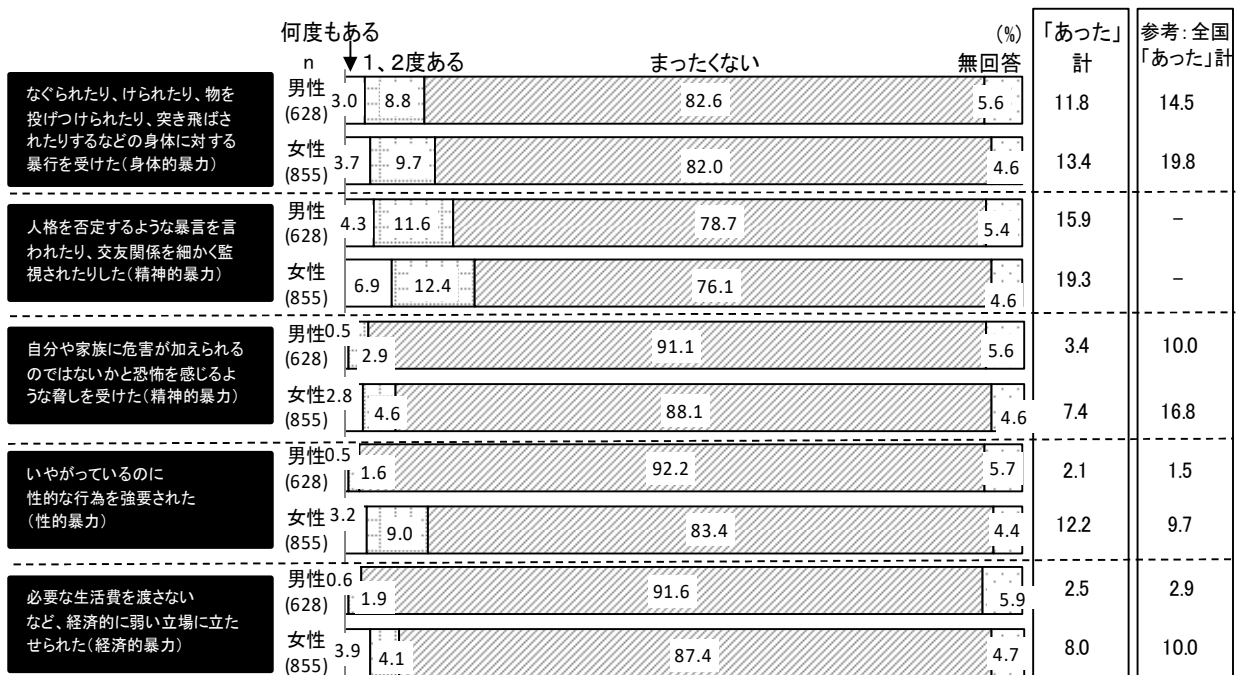
### ① 配偶者等からの被害経験

令和3年の「市民意識調査」では、身体に対する暴力を受けた経験が「あった」という女性は13.4%で、男性の11.8%を1.6ポイント上回っています。

さらに、いやがっているのに、性的な行為を強要された経験(性的暴力)が「あった」という女性は12.2%で、男性の2.1%を10.1ポイント上回っています(図表45-1)。

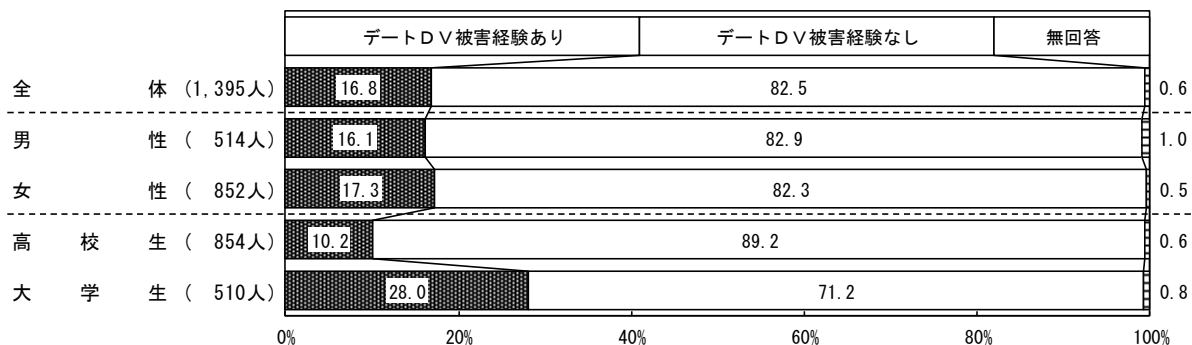
また、「さいたま市若年層における交際相手からの暴力に関する意識・実態調査(令和2年1月)」(以下「若年層デートDV意識調査」という)では、交際相手がいる(いた)方のうち、なんらかの被害経験がある人は、全体で16.8%と約6人に1人おり、男性(16.1%)より女性(17.3%)に多くみられます(図表45-2)。

図表 45-1 配偶者等からの被害経験



さいたま市は「市民意識調査」(令和3年)、全国は内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年)より作成※グラフ右の枠内は、さいたま市及び全国の「何度もあった」「1、2度あった」割合の計

図表 45-2 デートDVの被害経験の有無



さいたま市「若年層デートDV意識調査」(令和元年)より作成

## ② DV・デートDVの用語と内容の認知度

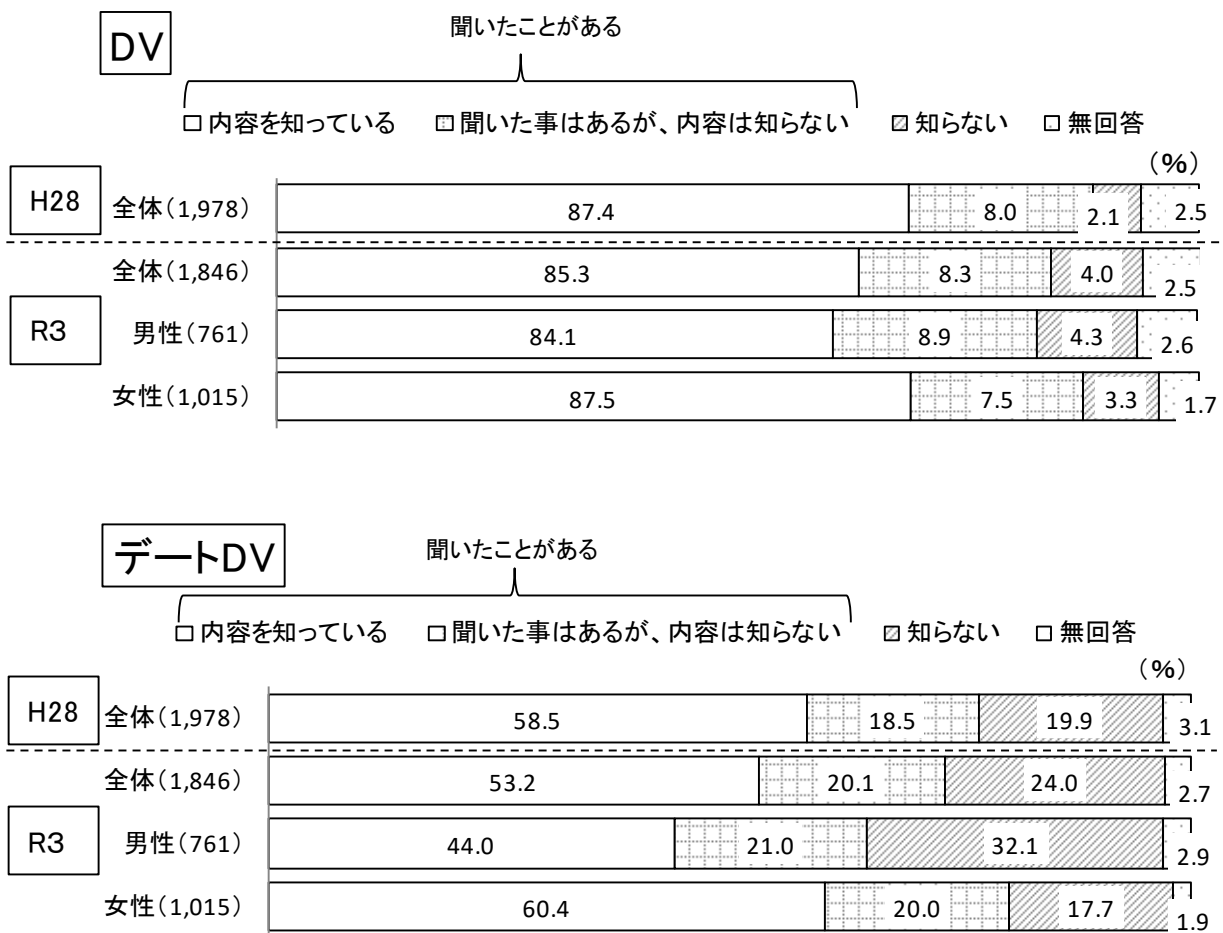
令和3年の「市民意識調査」では、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という言葉を知っている(「内容を知っている」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」の合計)は93.6%と、前回調査と比較して、1.8ポイント下落しています。

さらに、男女別で見ると、男性が93.0%、女性が95.0%と女性の認知度が2.0ポイント高くなっています。また、男女ともに「内容を知っている」の割合は8割を超えています。

また、「デートDV」については、「聞いたことがある」が全体で73.3%と前回調査と比較して、3.7ポイント下落しています。また、「DV」と比較して認知度が低い状況にあります。

男女別では、女性の認知度が男性と比較して高く、その差は15.4ポイントとなっています(図表46)。

図表46 DV・デートDVの用語と内容の認知度

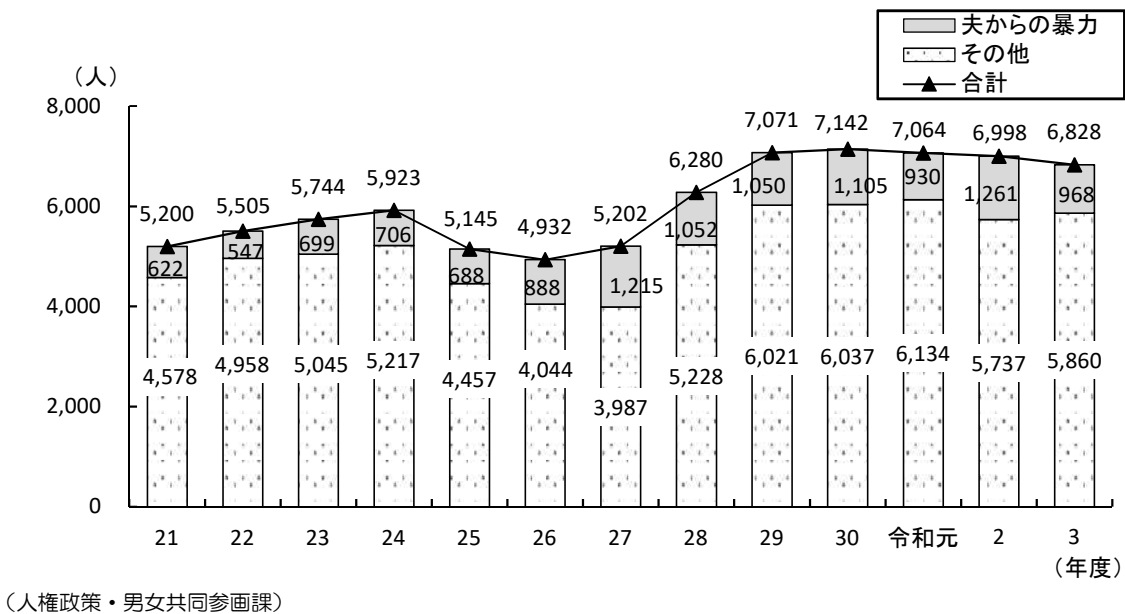


さいたま市「市民意識調査」より作成

### ③ 女性相談件数

さいたま市の電話・面接による女性相談件数は、令和3年度は6,828件です。令和2年度と比較すると、170件減少しています。内訳としては、夫からの暴力(DV)に関する相談が令和2年度の1,261件に対し、令和3年度は968件と293件の減少、夫からの暴力(DV)以外の相談件数が、令和2年度の5,737件に対し、令和3年度は5,860件と123件の増加となっています(図表47)。

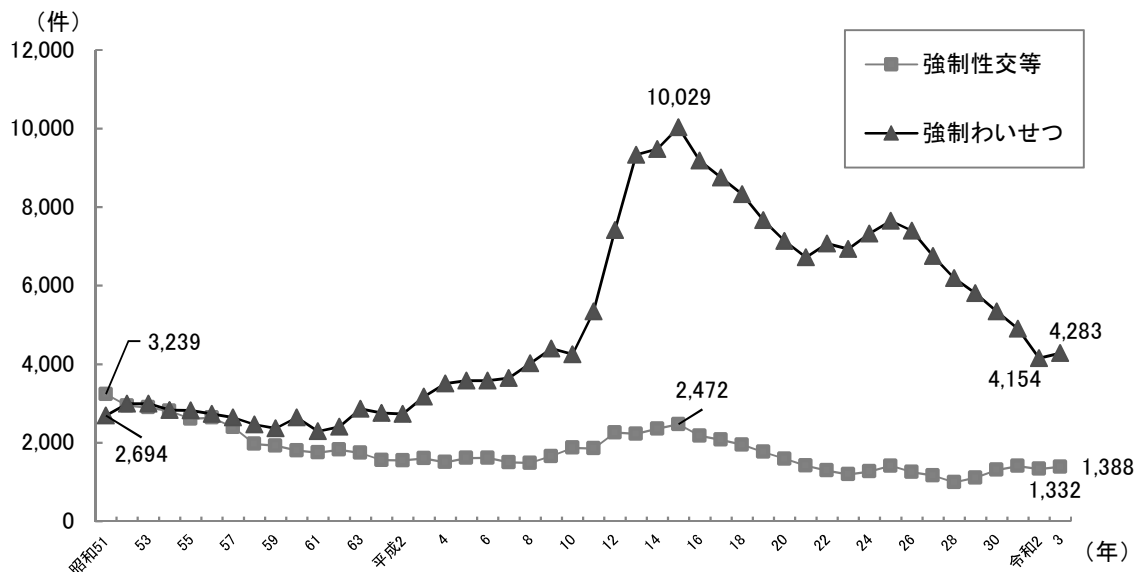
図表47 女性相談件数



### ④ 強制的性交等・強制わいせつ認知件数

強制的性交等の認知件数は、令和3年は1,388件、前年に比べ56件増加、強制わいせつの認知件数は、令和3年は4,283件で、前年に比べ129件増加しています(図表48)。

図表48 強制的性交等・強制わいせつ認知件数の推移(全国)



内閣府「男女共同参画白書」令和4年版「5-10図※」を基に作成  
 ※警察庁資料より作成

